

第70回定例会

南部町議会会議録  
(決算特別委員会)

平成28年8月26日 開会  
平成28年9月6日 閉会

南部町議会



## 第70回南部町議会 決算特別委員会会議録目次

### 第 1 号（8月26日）

○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○臨時委員長紹介	2
○開会及び開議の宣告	2
○委員長の互選	2
○副委員長の互選	3
○散会の宣告	4

### 第 2 号（9月5日）

○出席委員	5
○欠席委員	5
○説明のため出席した者の職氏名	5
○職務のため出席した者の職氏名	5
○開議の宣告	7
○代表監査委員の審査意見報告	7
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○散会の宣告	64

### 第 3 号（9月6日）

○出席委員	67
○欠席委員	67
○説明のため出席した者の職氏名	67

○職務のため出席した者の職氏名	67
○開議の宣告	69
○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
○議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
○議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
○議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
○議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
○議案第68号から議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
○議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
○議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
○議案第72号から議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
○閉会の宣告	112
○署名	115

平成28年8月26日（金曜日）

第70回南部町議会 決算特別委員会会議録

（第1号）



南部町議会決算特別委員会会議録（第1号）

平成28年8月26日（金）

出席委員（16名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
3番	夏堀嘉一郎君	4番	坂本典男君
5番	滝田勉君	6番	西野耕太郎君
7番	山田賢司君	8番	八木田憲司君
9番	中舘文雄君	10番	工藤正孝君
11番	夏堀文孝君	12番	沼畑俊一君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名（なし）

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中里司	次長	夏坂由美子
主査	留目成人		

---

◎臨時委員長紹介

○事務局長（中里 司君） 本委員会は、先ほどの本会議において設置され、初めての決算特別委員会です。委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定によって、会場内の年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

年長の工藤幸子委員をご紹介いたします。工藤幸子委員は委員長席にお願いします。

（臨時委員長 工藤幸子君 臨時委員長席に着く）

○臨時委員長（工藤幸子君） 委員会条例第10条第2項の規定により、年長の私が委員長が互選されるまでの間、臨時に委員長の職務を行います。よろしくお願ひいたします。

---

◎開会及び開議の宣告

○臨時委員長（工藤幸子君） ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

（午前10時35分）

---

◎委員長の互選

○臨時委員長（工藤幸子君） 委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（工藤幸子君） 異議なしと認めます。

互選方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法は年長委員の私から、指名することにしたいと思ひます。ご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤幸子君) 異議なしと認めます。

年長委員の私から、指名することに決定しました。

委員長に沼畑俊一君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました沼畑俊一君を委員長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤幸子君) 異議なしと認めます。

沼畑俊一君が決算特別委員会委員長に当選されました。

委員長が互選されましたので、委員長と交代します。

ご協力、誠にありがとうございました。

(沼畑俊一君 委員長席に着く)

○委員長(沼畑俊一君) ひと言、ごあいさつ申し上げます。

ただいま、決算特別委員会の委員長にご推挙いただきました。誠に光栄でありますとともに、審査に当たりましては、委員各位のご協力をいただきまして、円滑かつ効率的な委員会運営を図っていきたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎副委員長の互選

○委員長(沼畑俊一君) これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。互選の方法は指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(沼畑俊一君) 異議なしと認めます。

互選方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、委員長の私から指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(沼畑俊一君) 異議なしと認めます。

委員長の私から指名することに決定しました。

副委員長に川守田 稔君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました川守田 稔君を決算特別委員会副委員長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(沼畑俊一君) 異議なしと認めます。

川守田 稔君が決算特別委員会副委員長に当選されました。これで、副委員長の互選を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○委員長(沼畑俊一君) お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ、散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(沼畑俊一君) 異議なしと認めます。

本日はこれで散会することに決定しました。

なお、本委員会は9月5日、午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会します。ご協力、ありがとうございました。

(午前10時42分)

平成28年9月5日（月曜日）

第70回南部町議会 決算特別委員会会議録

（第2号）



南部町議会決算特別委員会会議録（第2号）

平成28年9月5日（月）

出席委員（16名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
3番	夏堀嘉一郎君	4番	坂本典男君
5番	滝田勉君	6番	西野耕太郎君
7番	山田賢司君	8番	八木田憲司君
9番	中舘文雄君	10番	工藤正孝君
11番	夏堀文孝君	12番	沼畑俊一君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	佐々木俊昭君	企画財政課長	西舘勝彦君
税務課長	西村幸作君	住民生活課長	赤石裕之君
健康福祉課長	福田勉君	農林課長	東野成人君
商工観光交流課長	西村久君	建設課長	川村正則君
会計管理者	小山万紀子君	医療センター事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	極檀藤男君	市場長	中野弘美君
教育長	山田義雄君	学務課長	中村貞雄君
社会教育課長	佐々木高弘君	農業委員会事務局長	佐々木大君
代表監査委員	山口裕貢君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中里司	次長	夏坂由美子
------	-----	----	-------

主 查 留 目 成 人

---

◎開議の宣告

○委員長（沼畑俊一君） 会議の前にお知らせいたします。本日と明日の本委員会を課長補佐等の職員が傍聴席において傍聴されますので、お知らせいたします。

また、本委員会において、健康福祉課の課長補佐2名が補佐役として委員会の会場に同席することを許可しておりますので、お知らせいたします。

これより決算特別委員会を再開します。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

○委員長（沼畑俊一君） 本委員会に付託されました案件は、議案第59号から議案第77号までの平成27年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案19件であります。

---

◎代表監査委員の審査意見報告

○委員長（沼畑俊一君） ここで代表監査委員から決算審査の意見を求めます。代表監査委員、山口裕貢君。

（代表監査委員 山口裕貢君 登壇）

○代表監査委員（山口裕貢君） 平成27年度南部町各会計歳入歳出決算等の審査結果をご報告申し上げます。

決算における審査対象は、平成27年4月から平成28年3月までの各会計の決算であります。

審査は、平成28年8月2日から5日までの4日間、実施いたしました。

審査にあたりましては、各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して作成されているか、その内容及び計数が関係諸帳簿、証拠書類と符合し、かつ適正であるかに主眼を置いて実施いたしました。

それでは、決算特別委員会の審査にあたり、決算の概要及び意見を申し上げます。

一般会計は、歳入総額110億6,078万4,476円、歳出総額106億9,716万4,709円で、歳入歳出差引額は3億6,361万9,767円の黒字であります。翌年度へ繰り越すべき一般財源が6,434万2,000円ありますので、実質収支額は2億9,927万7,767円となり、そのうち減債基金へ900万円、財政調整基金へ1億9,000万円積み立てをしております。

歳入における収入未済額は、町民税、固定資産税、住宅使用料、保育料が特に多く、このことは善良なる納税者、負担義務者との不均衡が生ずることとなりますので、収納状況等を定期的にチェックするなど、滞納の解消に向けて、未納者の状況の把握を徹底し、より実効性のある債権回収策を講ずるとともに、納税者の理解と協力を得ながら、収納率向上を図り、新たな未納金を発生させないよう努めていただきたい。

また、不納欠損額についても、安易な処理にとどまらず、厳しい対応を求めるものであります。歳出は、決算額と予算額の比較差が7億8,159万5,291円ありますが、翌年度繰越額3億5,623万9,000円を除いた実質の不用額は、4億2,535万6,291円であり、実質の予算執行率は、96.29%となっております。

基金の運用状況は、全般的に順当な運用管理がなされております。平成27年度末の現在高は、26年度末に比較して8億6,281万7,000円の増となっております。

次に、特別会計でございますが、各特別会計歳入総額107億4,135万6,253円、歳出総額105億5,229万8,670円で、歳入歳出差引総額1億8,905万7,583円となり、堅実な予算執行により黒字決算となっております。

また、南部町病院事業会計につきまして、収益的収支において1,981万9,149円の純利益を計上しており、全体的に経営の健全化が図られ、適正な予算執行がなされております。

なお、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、農業集落排水事業の各会計収入未済額については、徴収計画を再吟味する等、未納解消に期待するものであります。

全会計決算の詳細につきましては、皆様のお手元に配布しております意見書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

決算審査の結果につきまして、審査に付された決算書等は関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認められました。当該年度においても、全般的に緊縮財政にもかかわらず、経費節減に取り組んでおり、町当局の努力を評価するものであります。

今後とも行財政運営にあたっては費用対効果を念頭におき、さらなる合理化、効率化に努め、

財政基盤を強化し、町民サービスのなお一層の向上を図られるようご期待を申し上げまして、平成27年度各会計歳入歳出決算審査に関する報告を終わります。

○委員長（沼畑俊一君） 代表監査委員の報告が終わりました。

審査に当たり、各委員及び説明員にお願いいたします。

質疑及び答弁を行う場合は挙手をして、委員長の許可を得てから要点を簡潔明瞭にご発言するようにお願いします。また、質疑の際には決算書または決算資料のページを告げてから質疑を行うようお願いいたします。

なお、質疑は決算書の内容についてのみにとどめ、議題外にわたる質疑などは行わないようにお願いします。

議事進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いします。

ただいまから、決算の審査を行います。

---

#### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（沼畑俊一君） 議案第59号、平成27年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（小山万紀子君） それでは、平成27年度南部町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、お手元に配布しておりますA4版の2枚つづりの資料で、その概要をご説明いたします。

まず最初に資料の1ページをご覧ください。最初に、一番下の欄、歳入合計額でございますが、予算現額113億447万5,000円、調定額115億1,413万3,710円に対しまして、収入済額は110億6,078万4,476円であり、不納欠損額は816万8,554円、収入未済額は4億4,518万680円、そして、予算現額に対し収入済額との比較では、2億4,369万524円の減となり、歳入全体の執行率は、97.84%となりました。

また、前年度との比較、増減率でございますが、主に、県支出金・町債等の減によりまして、歳入全体で1.89%の減となっております。

それでは、歳入の主な項目についてご説明いたします。最初に1款町税でございます、予算現額14億8,255万9,000円、調定額16億5,426万5,998円に対しまして、収入済額は15億3,618万452円となり、その内訳として、町民税の5億5,986万5,844円、固定資産税8億2,018万4,624円、軽自動車税5,165万3,200円、市町村たばこ税1億447万6,784円であり、町税全体の不納欠損額は、816万8,554円で、収入未済額は、町民税、固定資産税、軽自動車税の総額で、1億991万6,992円でございます。

次に、6款、地方消費税交付金でございますが、予算現額3億1,939万2,000円、収入済額は、3億1,939万2,000円で、執行率は、100%でございます。また前年度との比較といたしまして、1億2,864万7,000円の増となっております。主に、社会保障財源などによる増額でございます。

次に、9款、地方交付税でございますが、予算現額57億6,668万3,000円、構成比率は、51.01%であり、収入済額は、57億6,668万3,000円で、前年度と比較いたしまして、3,530万1,000円の増となっております。主に、普通交付税による増でございます。予算現額に対して、執行率は、100%でございます。

次に、11款、分担金及び負担金でございますが、予算現額9,051万2,000円、調定額の1億297万8,469円に対しまして、収入済額は、8,999万4,054円で、主なものは、児童福祉費負担金でございます。収入未済額の1,298万4,415円は、主に、保育所保育料であり、予算額に対し、執行率は、99.43%となっております。

次に、12款、使用料及び手数料でございますが、予算現額1億967万6,000円、調定額1億3,870万105円に対しまして、収入済額は、1億1,505万9,645円となり、主なもので、使用料では、総務使用料、排水施設使用料及び町営住宅使用料で、手数料では総務手数料となっております。また、収入未済額の2,364万460円は、主に、町営住宅使用料であり、予算額に対し執行率は、104.91%でございます。

次に13款、国庫支出金でございますが、予算現額10億9,447万3,000円、構成比率は、9.68%であり、調定額10億7,464万8,432円に対しまして、収入済額は、8億9,535万1,432円で、主なものは、障害福祉サービス介護給付費負担金、児童手当交付金、地域住民生活等緊急支援交付金、臨時社会給付金給付事業などがございます。また、収入未済額の1億7,929万7,000円は、主に地域住民生活等緊急支援事業、臨時福祉給付金交付事業、学校施設環境改善交付金事業であり、臨時福祉給付金交付事業、学校施設環境改善交付金事業などが、翌年度へ繰り越しとなることから、執行率は、81.81%となっております。

つづきまして14款、県支出金でございますが、予算現額5億7,183万4,000円、構成比率は、

5.06%であり、調定額 5 億6,136万9,113円に対しまして、収入済額、5 億6,136万9,113円です。

主なものとして、社会福祉費負担金、児童福祉費補助金、農業費補助金、選挙費委託金などで、執行率は、98.17%となっております。前年度との比較といたしまして、1 億6,750万円程の減でございますけれども、主に被災農業者向け経営体育成事業、農地用災害復旧費などの減によるものでございます。

次に、19款、諸収入でございますが、予算現額 1 億6,768万6,000円、調定額の 2 億160万4,834円に対しまして、収入済額は、1 億9,486万3,021円となり、主なものとして、奨学資金貸付金収入、国道改良等に伴う移転補償費などがございます。収入未済額の674万1,813円は、奨学資金貸付金でございます。執行率は、116.21%となっております。

次に、20款、町債でございますが、予算現額10億7,550万円、構成比率は、9.51%です。調定額の10億6,820万円に対しまして、収入済額は、9 億5,560万円となり、主なものは、臨時財政対策債、合併特例債、集会施設整備事業債、道路橋りょう整備事業債、学校施設整備事業債などがございます。収入未済額の 1 億1,260万円は、学校施設環境改善交付金事業債で、翌年度へ繰り越しとなることから、執行率は、88.85%となっております。前年度と比較いたしまして、2 億5,370万円の減となっております。主に、情報通信利用環境整備事業債などの減によるものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。歳出でございます。1 番下の欄の歳出合計額でございますが、予算現額113億447万5,000円に対しまして、支出済額は、106億9,716万4,709円で翌年度への繰越額は、3 億5,623万9,000円、不用額 2 億5,107万1,291円です。予算現額と支出済額との比較では、6 億731万291円の減となり、歳出全体の執行率は、94.63%となっております。前年度との比較でございますが、主に総務費の情報化推進費、農業振興費、災害復旧費などの減により、2.42%の減となっております。実質収支に関しましては、欄外となりますが、下段の歳入歳出差引残額は、①の 3 億6,361万9,767円、このうち、②の6,434万2,000円が、繰越明許費充当一般財源繰越額として、翌年度へ繰り越しになるため、実質収支額は、③の 2 億9,927万7,767円となり、このうち、地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金へ1 億9,000万円、減債基金へ900万円併せて、④の1億9,900万円を積立しております。以上により、翌年度への実質の繰越額は、⑤の 1 億27万7,767円でございます。

それでは、歳出で主なもの及び翌年度への繰越額のある項目等について、ご説明申し上げます。

2 款総務費でございますが、予算額24億4,253万1,000円に対しまして、支出済額は、23億2,092万3,783円で、主なものとして、情報化推進費、公共施設整備基金積立金、地域振興基金積

立金で、翌年度への繰越額は、情報化推進事業3,410万2,000円と、地方創生加速化交付金事業2,483万円、総額で5,893万2,000円となっております。不用額は、6,267万5,217円となり、執行率は、95.02%となっております。前年度と比較いたしますと、2億6,527万5,000円程の減となり、主に情報化推進費増によるものでございます。

次に、3款民生費でございますが、予算現額27億841万3,000円に対しまして、支出済額は、25億5,928万2,974円で、主なものとして、障害者福祉扶助費、児童福祉費でございます。翌年度への繰越額は、臨時福祉給付金交付事業1億547万7,000円と、子どものための教育・保育事業といたしまして486万円、総額1億1,033万7,000円となっております。不用額は、3,879万3,026円となり、執行率は、94.49%となっております。

次に、4款衛生費でございますが、予算現額7億2,580万8,000円に対しまして、支出済額は、7億1,501万2,384円で、主なものは、健康対策費の各種健診委託料、環境整備事務組合費の負担金でございます。不用額は、1,079万5,616円となり、執行率は、98.51%となっております。前年度と比較いたしますと、5,968万4,000円程の増となり、主に、塵芥処理費の増によるものでございます。

次に、6款農林水産業費でございますが、予算現額6億3,601万9,000円に対しまして、支出済額は、6億2,259万5,055円で、主なものは、負担金として、中山間地域総合整備事業、県営小泉地区経営体育成基盤整備事業でございます。不用額は、1,342万3,945円となり、執行率は、97.89%となっております。前年度と比較いたしますと、1億9,532万5,000円程の減となり、主に被災者向け経営体育成支援、立木等補償費、用地買収費などの減によるものでございます。

次に、7款商工費でございますが、予算現額3億725万2,000円に対しまして、支出済額は、2億8,796万1,247円で、主なものは、観光費と観光施設費でございます。不用額は、1,929万753円となり、執行率は、93.72%となっております。

次に、8款土木費でございますが、予算現額6億9,566万6,000円に対しまして、支出済額は、6億6,539万9,718円で、主なものは、道路維持工事費、道路舗装改修工事費及び補修工事、公営住宅建設工事費でございます。不用額は、3,026万6,282円となり、執行率は、95.65%となっております。前年度と比較いたしますと、1億1,942万1,000円程の増となり、主に道路橋りょう費の増によるものでございます。

次に、9款消防費でございますが、予算現額4億8,458万9,000円に対しまして、支出済額は、4億7,505万543円で、主なものは、消防団拠点施設新築工事費、消防ポンプ自動車購入費、防災マップ作製業務などでございます。不用額は、953万8,457円となり、執行率は、98.03%となっ

ております。

次に、10款教育費でございますが、予算現額11億5,506万4,000円に対しまして、支出済額は、9億1,637万8,101円で、主なものは、小学校施設改修工事費、公民館施設改修工事費、保健体育施設工事費でございます。翌年度への繰越額は、名久井小学校施設改修工事の1億8,697万円となっております。不用額は、5,171万5,899円となり、執行率は、79.34%となっております。前年度と比較しますと、1億4,928万9,000円の増となり、主に小学校費、保健体育施設費等の増によるものでございます。

次に11款、災害復旧費でございますが、予算現額1,282万7,000円に対しまして、支出済額は、1,035万685円で、主なものは、公共土木施設災害復旧費です。不用額は、247万6,315円となり、執行率は、80.69%となっております。前年度と比較しますと、8,682万8,000円程の減となり、主に、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設復旧工事請負費等の減によるものでございます。

最後に、12款公債費でございますが、予算現額20億981万5,000円に対しまして、支出済額は、20億631万3,515円で、不用額は、350万1,485円となり、執行率は、99.83%となっております。

また、「財産に関する調書」につきましては、別冊でご配布の決算書の155ページから160ページに掲載しております。

なお、決算書の各項目の詳細につきましては、ご質問に応じ、担当課長からご説明申し上げます。以上で、一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

○委員長（沼畑俊一君） 説明が終わりました。

質疑ですが、歳入は一括で行います。歳出は、1款から11款までは款ごとに、12款と13款は一括で行いますので、ご了承願います。

はじめに、決算書の10ページから41ページまでの歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 今、報告をいただきましたけれど。さっき会計監査委員からも指摘ありましたように、未済額また不納欠損額について質問いたします。

ページは11ページです。1款、1目、1項、2節それから、1目、2節ですね。それから、それに関わることで、毎年これは質問しているんですけども。まず最初にですね。収入金額の中で滞納繰越分。町税関係です。この中で、町民税関係が八百いくら収納済み、それから固定資産税も九百いくら収納済みとありますが、この中で、機構に依頼して収入になった金額、何件、い

くらあったのか、まず聞きます。

それからですね、相対的にここ何年間、不納欠損額として800万円台がずっと計上されています。それやっても、未収額が1億1,000万台の金額がずっと続いています。これは毎回、私質問して、どういうふうにして回収するんですかと質問するんですけども、まず「一生懸命がんばります、やります」という答えで来ているんですけども。これが一向に変わっていない。その辺に対してどういう形で今後取り組むのか。まず、最初この町税、町民税関係について質問します。

○委員長（沼畑俊一君） 答弁を求めます。はい。税務課長。

○税務課長（西村幸作君） それでは、滞納整理機構への委託の関係をご説明申し上げます。まず、件数につきましては、町県民税153件、それから固定資産税125件、軽自動車税16件、合わせるとトータルになりますが、町県民税に関しましては740万9,200円、それから固定資産税につきましては345万3,481円、軽自動車税につきましては11万100円の税額を滞納整理機構からの契約によりまして27年度、納入させていただいているというふうなことでございます。

それから、不納欠損額についてご説明申し上げます。町県民税の町民税についてでございますが、16件、額にいたしまして147万7,700円、それから固定資産税につきましては72件、646万8,254円それから、軽自動車税16件、8万2,600円が不納欠損というふうな取り扱いをさせていただきましたが。まず27年度の不納欠損につきましては、地方税法第18条の規定によりまして、5年の時効消滅に基づくもので、今年度は不納欠損というふうな形で処理させていただきました。

それから、どのような形で収納活動をしているのか、収納率を上げているのかというふうなことの質問でございますが、本町におきましては、より計画的に収納対策の推進、当然、収納率の向上を目指すために一生懸命がんばっておりますが。その中でも、大きな考え方といたしましては、新たな納税できない方を増やさないというふうなことに27年度は主眼に置いて活動しております。今、額のほうあまり変動がないというふうなことなんです、当然、毎年度、同額程度の未収金が発生しているというふうなことでございます。それに対しまして、うちのほうでは色々な形で個人的に納税の「納めていただきたい」というような個人折衝、それから当然、窓口においても指導、それから啓発活動も行っておりますし、色々な形で活動しておりますが、累積されている。つまり、複数年において滞納されている方に対しましては、文章催告、それから電話における催告、当然、訪問をさせていただきまして、催告によりまして、速やかに納付を促

すように一生懸命頑張っております。

また、法律に基づいて、実態調査、それから不動産、預貯金、給与等の財産等も調査をしておりますし、色んな形で納付に応じていただけない方には、法律の許す限り、毅然とした態度で色々な形で納付の方をお願いしているというふうな状況でございます。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 今回の報告で例えば、固定資産税なんかほとんど、8割から9割くらいは機構をお願いをして回収している。自分達ではまず、それほどの金額ではない。

これは、実際に未収、納めていない方は、実際に相手方と連絡ちゃんと取れているんですか。つまり町外の方、町内の方どれくらいの比率でいるか。固定資産税とかそういうのですね。その当時は、事案が発生した当時は町内にいて、今現在は町内に住んでいないという方も恐らくいるだろうと思うんですよ。特に固定資産税なんていうのは、財産はそこにあるけれども、本人はここには住んでいないという方もあるんですが。その辺のどれくらいの方々がなってる。それから、これはずっとこの系統的に見てみますと、恐らく町民税、町県民税納めていない方が固定資産税も納めていない。大体こう、同じような人がやっているのか。それとも全然違う人が対象になっているのかもまず、お聞きします。

憲法30条まで破って、納税をしないという人ですから、実際には。納めなければいけないという義務があるのに納めていないということは本当に納められないのか。好意的に納めていない方が一番、問題になると思うんですよ。ですから、法的には5年あればもう不納欠損で処理する。ってことはこれを覚えている人はやりかねないんですよ。「何にしろ逃げて、逃げて、逃げて5年経てばどうせ不納欠損で処理してくれる」という思考をおこさないためにももう一度、聞きませうけれども。実際に、町内、町外にね、在住している方でこういう未収、滞納している方は何人いますか。まずそれを聞きます。

○委員長（沼畑俊一君） はい。税務課長。

○税務課長（西村幸作君） 滞納されている方の割合、県内、県外というふうなことは今、手元に資料が無くて把握してございませんが。ただ、我々はそういう町内外というふうなことに捕らわれることなく、納税者と公正な課税という形で常に、納入されていない方には務めてお願いし

て納入を促すような形を行っております。

また先ほど、重複されている方もいるのかというふうなご質問ありましたが、確かに、重複されている方もございます。しかし、最後のお話にもありましたが、「5年時効を知っている方がそういった形で納めないような方向に行っているのか」というふうなことは担当の者からそういった報告は受けておりません。あくまでも、納付が、非常に収入が安定されていないとか。あるいは、色々な形で収入がないとか。そういったことを理由でどうしても納めていただけないというふうな方々が大半でございます。今、わたしの情報にあるものはそういった悪質な納税をされていないという方は、今のところはいないと。ただ、ある一定の方が複数年の額を未納されているという現状があるというふうなことでございます。

○委員長（沼畑俊一君） はい。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 同じ関連ですから最後の質問になりますけれど。これは例えば、個人の方なのか法人の、まあ固定資産税は法人もあれば個人もあるでしょうけども。最高額ですね。ひとり、最高額どれくらいの金額なんですか。滞納されている金額、一番多い方で。それだけ質問します。この町税に関しては。

○委員長（沼畑俊一君） はい。税務課長。

○税務課長（西村幸作君） 今、最高額はどれくらいがあるのかというふうなことのご質問でございますが、トータルで今、私の記憶ですと200万円を超える方もございます。法人につきましては、今のところ数社の法人が未納という状況でございます。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。はい。16番、川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 19ページをお開きください。墓地使用料についてお伺いします。

最近ですね、拝む人がいなくなってとかですね。そういったその無縁仏様というわけではないのでしょうか。その時々にお墓を詣でてってというようなそういう人がいなくなってしまったような、放置されてしまったような墓地というのが話題に上ることが多いと思うんですけども。この町営墓地に関してはどういった状況がございませうでしょうか。

年間管理料のほかに永代使用料とありますが、永代供養料というわけではなさそうであります。その放置されてしまった墓石ですとか墓地自体はこれからどういう対応をしていくのかお考えがありましたらご答弁ください。

○委員長（沼畑俊一君） はい。住民生活課長。

○住民生活課長（赤石裕之君） ただ今の質問にお答えいたします。まず、代が変わりまして子供さんたちが町内にいない方は結構、最近多くなっております。ただし、継続していただくために、子供さん、お孫さん等から引き続きその墓地を管理していただいて、管理料もそちらの方に納入していただいている状況でございます。

また、永代使用料につきましては、墓地を永代という形で町から購入していただくわけですが、ただし、墓地を使わない、また新たにお寺等に求めたという場合には返納していただいております。

また、10年間管理料等を納付されない方につきましては、その墓地は町に現状を復旧して返していただいております。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） はい、川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） これも先ほど中館議員が質問なさったこととも間接的には関係あるのかもしれないけれども。結局、相続っていう問題が出てくるかと思うんですよ。この墓を守る人がいるかないかっていうもの結局は相続に関しての一番末端の現象なような気がするんですよ。その一人っ子が多くなって、親の方の家、嫁さんの両親の家、旦那さんの方の家、一人っ子供同士だったとするとですよ。そうすると、そういう相続に関してすごく負担が生じてきますよね。当然、墓地もそういうこと絡みでそういう扱われ方するようになるかと思うんですけれど。

例えば、「お孫さんがいらっしゃらない方には墓地は分譲しない」というような地域もあるようであります。それくらい無縁仏さんっていうのの発生する。後々、取り扱いに非常に困る事態が生じてくるんじゃないのかなと思うんですが。まだそういう切実な状況ではないのでしょうか。

○委員長（沼畑俊一君） はい。住民生活課長。

○住民生活課長（赤石裕之君） 現時点では議員おっしゃるとおり、子供さん、お孫さん、また兄弟の方等の住んでいる関東、関西等の住所地から管理料をいただいております、お盆に帰ってきた際に、お墓を守っていただいている状況でございます。

まったく、身寄りがなくなったという形で返納されたケースは現時点ではございません。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。はい。3番、夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） 12款の1項、6目の3節、住宅使用料ですけれども。滞納分が・・・。

（「何ページかな」の声あり）19ページです。すみません。

町営住宅の使用料が、滞納しているということなのですが、この徴収の仕方ですね。お聞きしたいと思います。

というのが、私のところに今現在、八戸市の方でアパートに住んでいる町民が、若い世代ですけれども、おります。「町の方に帰ってきたい」というふうな感じの問い合わせがありまして、「町営住宅を探しておるんですけれども、満杯になっていて帰ってこれない」ということで、その不正にというか、その使用料を払っていない方々がいるおかげで、若い人たちが帰ってこれないというような状況でもあるということがありますので、その滞納の分の徴収の仕方を教えていただきたいと思います。

○委員長（沼畑俊一君） はい、建設課長。

○建設課長（川村正則君） 住宅の使用料につきましては、毎回質問されてかなりの額がたまっております。今言った、議員のとおり、現地を見てこの団地を借りたいという方があれば、最初に現地を見てから建設課の方に問い合わせてくる場合があります。

そうした場合、満杯だというふうなことに、なっているわけですけれども。住宅の申し込みは奇数月に広報の方に載せているので、そちらの方を見ていただくというような形をとっております。

今言ったとおり、非常に家賃の方がたまっておる方々につきまして、どのような形かということで催告書の方をやるんですけれども、かなりの額がたまっている方ですが、そういう方にやる

んですけれども。ほぼ、3分の1も返事が返ってきません。ですから、そういう方々には、「とにかく会ってもらうような形をとらないと、まったくだめだよ」と、その中で今度は、職員が2名伴って行くんですけれども、その中でも明らかに出てこないようなところもあります。そういうような方々が、あるということに対して、もっと職員が積極的にやっていかなければならないということをおっしゃるけれども、今現在、新しくなっているひろば台団地でも2名ほどあるというのが今、発覚しておりますので、そういうことはすぐに直さなければ、今入りたいという方々に対しての需要に対応できないというふうに考えております。

また非常に、住宅料をためている方を8月いっぱいまでの返事ということで、対応して今、職員が9月に新たに、出て行ってもらうような形で交渉を続けておりますので、また、順次、そのように非常にためている方々については、もっと積極的に歩いて、やっていきたい。そのために、現年度分だけでも収入済みを限りなくゼロにして、なおかつ滞納繰越をなくしていくような形にしていきたい。そういうふうに建設課の職員一同、頑張っていくようにということで、今のところ対応しております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。はい、8番、八木田憲司君

○8番（八木田憲司君） ページ数21ページ。12款、2目、手数料の1節、総務手数料ですけども。この中に、証明書手数料、税証明書手数料とか様々な手数料が入っております。今、八戸市ではコンビニで納付、証明書を発行できるものをやろうとしているのかな。まだやっていないのか。そういう状態で、役場だけではなくコンビニでこういう証明書を発行するためのお考えがまず、あるかないか。

それと、あるとすれば、もし、金額がわかるのであれば、一台の設置料等の経費がわかればお知らせいただければと思います。

○委員長（沼畑俊一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（赤石裕之君） ただ今の質問にお答えいたします。現在、八戸市で住民票及び戸籍をコンビニで取れるシステムになっているのが、まず本人がマイカードを作り、マイカードを利用してコンビニで住民票、もしくは戸籍謄本等を取れるようなシステムになっております。

経費につきましてはかなりかかるものですから、町といたしましては、費用対効果を考えまし

て、コンビニでその証明書及び住民票や戸籍謄本を取るという形よりもまだ、窓口がうちの町の場合には、各それぞれ本庁舎、分庁舎、支所の4カ所で取れますので、現在のままで考えております。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） はい。税務課長。

○税務課長（西村幸作君） 町税、督促手数料についてご説明いたします。先ほど、議員のほうからもお話しがありましたとおり、現在、税につきましては、八戸市が今、三八管内では一つの自治体だけ今、コンビニ収納、税のですね、始まっております。その時に、同時にいわゆる手数料、納期が過ぎれば督促手数料が発生しますが、それについても取らないような条例改正を行ったというふうなことは聞いております。

それにつきましては、当町におきましても、その件につきましては、隣接する自治体、郡内の自治体と今現在、連絡を取りながらどういった形にするかとか、今、現状はどういったことであるとかというふうな今、情報交換をしている途中でございます。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） コンビニ納付の経費につきましては、うちの方で荒い計算をしたことがございまして、本当に荒い計算ですけれども。約2,000万から3,000万の経費が発生すると。それから毎年、運営するわけでございますが、その経費は300万から500万くらい。というふうに聞いております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） はい、八木田憲司君

○8番（八木田憲司君） 今の説明で大体の事情は分かりました。2,000万から運営費300万、結構大きい金額になるということですので、先ほど、住民課長お話ししたとおり、費用対効果というものをやっぱり考えなければならないのかなという感じはいたします。

ただ、役場では時間外での証明発行はちょっと今、できていないと思いますので、ある意味、時間外でもそういう証明書を発行できるという利便性がありますので、できれば、そういう方法を検討いただいて、実現できるように向かってもらえればなと思っております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） はい、住民生活課長。

○住民生活課長（赤石裕之君） 現在、うちの町では午後5時で業務が終わるわけですがけれども、それ以降必要な方につきましては、電話連絡等をいただきますと6時まで延長して窓口を開いております。

また、第一、第三土曜日につきましては、通常に南部分庁舎の方で窓口を開いていますので、証明書等の処理ができるようにしております。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） 質疑ありませんか。はい、11番、夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） ページ数は19ページです。上段の方ですがけれども2節、排水施設使用料。東あかね団地排水施設使用料のことでちょっと聞きたいんですけども。

あかね団地はもう建設されてから30年、40年以上になるかと思うんですけども、この排水施設というのはもう老朽化していて、かなり対応できなくなっているという話を聞いていますけれども。それに関して、新たな整備計画があるのか、そしてまたそういった場合に住民のこういった負担は、どのようになるのかなってということ1つと。

それから、施設管理なんですけれども、結構、あかねの方々から聞きますとあの辺の立木ですね。全然、整備されていなくて、隣接の方の家に葉っぱが飛んだりとかしているという話を結構、聞きます。ですので、管理の仕方ですね。委託しているのか、町当局でやっているのかその辺、まず2点お願いします。

○委員長（沼畑俊一君） はい、建設課長。

○建設課長（川村正則君） あかねの老朽化につきましては、29年度に向けて事業計画をしております。公共の方での対応ということになるかと思っております。それの方の事業に乗せられるように29年度に向けて今、その細部を詰めているところであります。

今言ったとおり、30年ですので、結構、修繕料ということで色んな施設の修繕料は常に要求しながらなんとか抑えている程度ですので、あかねにつきましては、東あかねよりも最初にその計画に上げて実施したいというふうに考えておるところです。

施設の管理自体につきましては、中の方の色々な装置等は業務委託ということでやっていますけれども、今、指摘の周りの木とかいうのになれば、ご指摘のとおり木に関してはまず所有者の確認等が必要となってきますので、木の伐採等につきましては、個人のものであれば個人。町のものであれば当然町でやらなければなりませんので。どういうところが今のご指摘の中で邪魔になっているとか、不便を感じているのか確認しまして、それなりに連絡するなり、町で処分するなり対応はしたいと考えております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） はい、11番、夏堀文孝君

○11番（夏堀文孝君） 答弁ありがとうございました。

下水道のこういう施設とかというのは、修繕にしても改修にしてもかなり大規模なお金が掛かってくると思いますので。

どういった事業債を使えるのか、また、何年ぐらいの計画でどれぐらいの規模のものをやるのか、後で、できれば詳しくお知らせをいただきたい。議会の方にもお知らせをいただきたいということがもう一つと。

さっきの立木の件ですけれども、一度見てみてください。敷地内の木ですので。その辺の管理を徹底していただくようによろしくお願いします。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。はい、9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 最初に17ページのですね、先ほど同僚議員も質問しましたけれども、住宅の滞納繰越金に関わることで質問します。

条例では「連帯保証人を2人つけて入る」という条例になっています。ですから、見ますと去年、今年で400万もこの金額が増えているんですよね。去年我々が決算額で知った数字から更に、1年間のうちに400万滞納未収金額が出ているということになっていますので、その辺の、例えばずっと長くいる方のそういう事務手続きというのも更新しているんですか。

例えば、入る当時に連帯保証人として名前を連ねた方、更新時期があるはずなんですよ。その時にどういう形で更新をしているのか。まずそれを1点、ここで金額がぐんと増えていますから。なげておけば金額がどんどんどんどん増えるだけです。ここは。その辺のところの事務的な進め方をどういうふうにしているのか。また、この大きく増えたことに対しての担当者の考え方。な

ぜこうなったかをお聞きします。

それから次にこの39ページ。奨学金関係、19款、3項、3目、1、2に関わるところで、奨学金も「貸し出すときには、連帯保証人をつけて貸し出す」と条例ではなっていますので、当然、それはやっているものと思います。ですからただ、実際に今、社会問題になっているように奨学金浪人ではなくて、生活困窮者といいますか。卒業してから奨学金を返さなくてはならないために逆に普通の人よりも大変な生活を送っているというのが話題になって。政府でも給付型の奨学金制度を検討しようかとなっていてはいますけれども。これもですね、増える一方なんですよ。奨学金の未納者が。この辺について、だから連帯保証人ってそこまでも折衝しているのかどうか。本人だけとの連絡でやっているのかもまず、聞くのとですね。それから将来、こうした国で検討するとなれば、町でも今の条例のとおり施行していればなかなか難しいような形だと思って、朝来る前に条例ちょっと見てきたんですけれども。その辺も合わせて、どういう考え方をしているかお聞きします。

○委員長（沼畑俊一君） はい、建設課長。

○建設課長（川村正則君） 住宅の連帯保証人につきましては入ってからその後変えるというふうな手続きは今までとっておりません。

ですから、古い住宅の方におければ、もうそのままである意味、連絡もつかない保証人がいる場合も当然、考えられるわけです。

また、金額が非常に多いということで、私も4月からなったわけですので、担当職員の方にその辺十分言っているわけですがけれども。先ほども申し上げたとおり、「催告書とかそういうふうな通知はしたよ」と。その後の接触ですね。それが非常になっていない。なっていないということはそのまま、逆に言えば、払っていない人たちがもうそのまま、無視続けながら「役場の方で来ないよ」というような、もうそういう考え方になっている方が結構、いるということ。「これを直さなければならないよ」ということで非常に苦慮しているところと、逆に連帯保証人を今、やっているように、滞納している方々にですね。新たにつけてもらうような仕組みといいますか、そういう方法も一つの考え方で。その人たちは当然、「この方が滞納しているよ」とそれでも保証人になってもらえるんですかというような形での、こちら側としてのある意味での対応策というのも当然、考えていかなければならないんじゃないかというふうに思います。

そういうふうな形でどういうところまで整備できるのか、今後検討して対応したいと思います。

そういう意味でまだまだ職員の方が会って、先ほど言いましたとおり「電話をくださいというような通知をやっても3分の1も連絡が来ない」と。また、「お盆前に何回か歩きましたけれども、窓が開いていても子供だけが出てきて、親の方が対応してくれない」とかですね。まだまだそういうのがあって、非常に苦慮しているのです。とにかくチームを作って、とにかく本人に会って。強く言わない限り、これは直らないということですので。何回も毎年、このような指摘を受けながら、増額になっていることに対して、もう少し、原点に帰って対応していくように今後気を付けたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） はい、学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） この滞納の問題についてでございますが、奨学金の貸し付けの方も増えてきているのが実情でございますが、まず1つは、奨学金の貸付金を申し込みされて貸し付けするときにはですね、「返さなければいけない」というふうなこの意思付けをきちんとお伝えしたいと思っております。

そして、新たな繰越金がふえないような措置をまず1つ取りたいと思っています。そして、この滞納金の問題ですけれども、現在は本人に連絡を取っての「入れてください」というふうなことでお願いをしているところでございますが。現状はこの地区にいらっしゃる方ですと、連絡も取れるんですが。東京の方へお嫁さんに行ったりとか、そういうふうな場合についてはなかなか難しい場面も出てきております。

そこで、先ほど議員の方からもご指摘ありましたとおり、この事業については保証人を2人つけて、貸し付けの方を行っているわけですので、この保証人の方にも働きかけをするルールとか、マニュアルとか、そういうものを作りまして、今後この対応の方にあたっていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） はい、9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 実態が浮き彫りになった気がします。私、どんどんどんどん増えていく。何かこれはやっぱり、何かに制度に欠陥があるか、対応の仕方に。やっぱり我々、素人っていうか担当者よりも我々の方が素人だと思います。担当者の方はもう、勉強したうえでやっていると思いますけれど。私から見れば「なんか甘い」って。ただ、さっき税務課長言ったように本当に

困って納めれない方まで我々は「無理やり取ってこい」って気持ちで言っているのではありません。ただ、制度的に対応の仕方に工夫するべきところがあれば、やっぱそれは変えていかなければならないと思うんです。それをやっていかないと、どんどんこういう形で残っていく。さっき建設課長からあったように、途中での連帯保証の書き換えはしていないとなれば、恐らく連帯保証人が先に亡くなっているって言えばもう、連帯保証につけた意味がないですよ。

せっかく、条例で連帯保証人2人つけてっていう条文がある以上は、やっぱり、更新、更新の時にはちゃんとそれをやるような制度に条文を作り直しておくとか。やっていかないと、こういうことがもう、ずっと起きてしまう。対応を直接会って話しないと「出ていけとは言われなからいる」という感じになるから、やっぱここは、根本的に内部でもう一回、担当の方で検討してもらいたいと思います。

それから今、学務課長からもありましたように、なんか連帯保証までは話がっていないということであれば、何の条例の意味がない。条例でせっかくそういう形の連帯保証人つけてっていう条文、それからまた、町内に10年間生活していれば、返さなくてもいいというような条文もあります。だから、その辺をうまく利用している人は、住民票だけはここに置いて、10年いたことにして払わなくて済むという便法をとっている人もあるやに聞いたことがあります。「それやるともう、借りたのを返さなくてもいいんだ」と。だから、学務課長が言ったように、ここにいないで、連帯保証人にも請求されないっていうことになれば、こういうふうにどんどんどんどん増えていくと思いますから、これも1つ建設課と同じように、奨学金制度の条例そのものももう一度見直して。っていうのはこれから使いたい人のために、条例をちゃんとやっておくべきだと思うんですよ。そうしないと、今までこうだったから、「去年まで良くて今年からだめ」っていうのはなかなか町民も受け入れが難しいと思いますから。ちょっとその辺は、十分に検討して不公平のないような形で条例を見直すことを一つ、この決算の中で気が付きましたから、要望しておきたいと思います。終わります。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

ここで11時25分まで休憩いたします。

（午前11時14分）

.....  
○委員長（沼畑俊一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時25分）  
.....

○委員長（沼畑俊一君） 次に、歳出の質疑を行います。

まず、42、43ページの第1款、議会費の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、14番、工藤幸子君。

○14番（工藤幸子君） 43ページです。大体、中段よりもちょっと上の部分。ここに職員の扶養手当とありますけれども、この金額がこういう金額で、見てみますと色々な方面からの援助もあるかもしれませんが、ただ、扶養手当これがあまりにも少ない金額でこの内容をちょっと伺いたいものだなと思っていました。

○委員長（沼畑俊一君） 答弁を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） この議会費の職員手当等でございますけれども、この扶養手当をはじめ、通勤手当、期末手当、勤勉手当、各款項目に職員の配置の数に併せて計上されており、従来の県の人事勧告等々の規定によりまして定められた手当でございます。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） はい、14番、工藤幸子君。

○14番（工藤幸子君） 一緒に言おうかなと思っておりましたけれども。その二つぐらい下に寒冷地手当とありますけれども、この寒冷地手当というのは寒いからっていうことでこういう名前がついているわけですけども、今どきは「世界的にも氷が溶けてどうのこうので」と言っているこの時代にこの寒冷というのがこの文章が「的確な文章かなどうか」と思ってご質問します。

○委員長（沼畑俊一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） この寒冷地手当も基準が定められておりまして、県、国ですね、

それでの手当で温暖化で云々というのであれば、それも国、県の方でそういう手当等の検討をされてくるものと思います。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） はい、工藤幸子君。

○14番（工藤幸子君） そうすると、他町村でもこういう状態でさっきのご説明のとおりということですか。

○委員長（沼畑俊一君） はい、総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 各自治体も同様でございます。この手当、寒冷地手当等々、職員手当等は各自治体も同様の取り扱いを行っております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで1款議会費の質疑を終わります。

次に、42ページから71ページまでの、第2款総務費の質疑を行います。質疑ございませんか。10番、工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） ページは66ページ、選挙費。4項、選挙費、2目、青森県議会議員一般選挙費、報酬、投開票従事者報酬321万5,900円。次のページには同じく、南部町議会議員の投開票者報酬が287万9,100円とあります。この選挙、各選挙に携わるときの日当だと思いますが、国政選挙、県議、町議、それぞれの従事者。国政選挙と町議会議員では人数が違うのか。あと、それぞれの日当報酬の額をお知らせ願います。

○委員長（沼畑俊一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 日当報酬の方は手元に資料がございませんので、後で正孝議員の方にお示ししたいと思います。

この投開票従事者報酬ということで、先ほど議員がおっしゃったとおり、報酬でございまして、これは、一般選挙と今回、決算書では町議会の一般選挙計上されておりますが、額に対しては同じですが、人数等ですね、例えば国選であれば裁判所等々の投票の系統が変わってきますので、その辺は補助員の増加とか従事者ですね。あと、期日前の日数、これが国選と町議選、日数が変わってきます。その分、経費の方も多めにかかるということでございます。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） 10番、工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） ある町民、複数の町民の方から相談といいますか、ご指摘があったのは、先般、7月には参議院議員選挙がありました。青森県、投票率が最低だということと、南部町も気になる数字でございます。そこの投票率だとかは、今回は言いませんけれども。27年度決算でございますから。ただ、投票率を上げる施策として、選挙の投票所の雰囲気のことを言われました。

この報酬がいくらなのか。毎回、同じ方々がやっている。公募、「私もぜひやってみたいんだ」と。「毎回、選挙には確実に休んだことなく行っているのに、どういうふうにしたら開票する立会人に選ばれるのか」。そしてまた、雰囲氣的には入れば職員がいます。そして、立会人がいます。そのとにかく見られている感覚がすごいんだそうですね。私もそういうふうを感じる時があります。それを是正しない限りは行きたくない方々がいらっしゃるんじゃないか。あるもう一人のお母さんですね、女性の方は、「あの人はあその嫁だ」とか「どっからきた」とか「子供は」すごい聞こえてくるんだそうです。毎回。毎回同じ立会人の方々から「あの人たちがああいうふうな感じを醸し出しているから行きたくなくなってきた、投票率も悪いんじゃないか」と。

そこの町内会、または選挙投票所ではどういうふうな配分でそういった立会人を選んでやっているものなのか。是正改正するならば、町内で公募するですとか、募集するですとか。そういった方法を取り組んでみてはいかがでしょうか。

○委員長（沼畑俊一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 先ほどの立会人のお話ですけれども、選ばれている方は、町内会の役員の方々とかですね、選ばれてはおります。実際のところ、立会人を配置するにあたって、最近では大変苦慮しております。というのは、人数的なところとかですね。それで今、18歳以上

の選挙権ということで、他の自治体ではその18歳以上の方も配置されているというところの自治体も先般、ございました。この件につきましては、その辺の観点からまた再度見直ししながら。

まあ公募と言っても「誰でも彼でもが公募だから配置しましょう」という訳にはいかないと思うんです。以前、町内会の役員をされていた人を配置したことがございます。ところが、町内の方が「なんであの人よ」と昔と比べて性格も変わったりですね、そういうこともございます。

ですからこの辺は十重に人的なところも見ながら、またさっきおっしゃられました、議員がおっしゃられました公募。当然、これからは必要になってくると思います。選ぶにも苦慮している状況でございますので。その点は今後、検討していきたいというふうに考えております。

あと、雰囲気作りですが、「投票所の雰囲気」ということではご説明はしてありますが、やはり、人がいないとそういう世間話的なところとか出てくるかとは思ってございますが、今回からは、以前は同伴してくる子供さんたちもまず、「投票所外の方に」ということもありました。今回は家族そろって投票所にも入れるような形をとっておりますので、今後、この雰囲気づくりの方も改めてしていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。6番、西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） すみません。ページ数は49ページです。5目、財産管理費の13節、委託料の庁舎執務環境等調査業務ってこうあるんだけど。106万9,200円なんですけれども。これはどういうのをやったのかちょっと教えていただければと。

○委員長（沼畑俊一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） この調査環境等調査業務ということで、委託したものは町づくり計画設計という株式会社さんですね。この結果については、議員の皆さまにもご説明いたしました。出たものをですね。将来的な庁舎のあり方の検討材料のたたき台ということでですね。業務委託したものでございます。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。8番、八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） ページ数61ページ。23目の全てですけれども。地方創生加速化交付金事

業費で何点か上げられておりますが、ほとんどが繰越明許費として27年度は事業がなされなかったのかもしれないんですけども、これの内容をちょっとお知らせいただければと思いますので、お願いいたします。

○委員長（沼畑俊一君） はい、企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。この加速化交付金でございますけども、年度末に国の方から補正予算として執行がきたものでございまして、全て、全国の市町村が繰り越しで対応してございます。南部町でも全額繰越して対応しているものですが、内容としましては、一つ目としましては、まごころ宅配事業としまして、商工会さんの方をお願いしまして、宅配事業がこの中に入っております。

あと、広域関係の方で観光施設の計画を作るということで、そちらの方の委託もお願いしております。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） 質疑ありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 45ページです。これは職員に関わる場所ですけども、2款、1項、1目、9節、または2款、1項、1目、13節なんですけれども、ここに不用額が、予算措置して不用額が百何十万出てました。これは特に職員の方々が研修とか、健診に関わる場所ですけども、これは計画どおり進めてもこの不用額が発生したってことですか。それとも何か理由があって、予算上はもうちょっと取ってたんですよね。取ってたんですが、何か理由があってここが、例えば、職員の健診なんてのは予算で634万計上してましたよね。ただここで実際に使ったのは四百いくらで、不用額って出ていますけれども、この辺の理由と。それから、健診の対象者、職員の、あの行政報告の中では289人が健診したって報告になってますけれども。実際の職員数と健診受けた方。この辺のところは何か理由があって受けられなかったのか。その辺ちょっと、不用額が、せっかく職員のために予算計上したのにこんなに残しておいて、満足に計画どおり進んでいないと困りますから。その辺はどうでしょう。質問します。

○委員長（沼畑俊一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 最初に健診の方にお答えいたします。行政報告の方には人数等を記載しております。それで、受診者、職員数との関係で見ますと、やはり、その時、予約は春先、予約は取ります。病院の日にちとか取りますが、急きょ出張とか様々入ってきますので、予約していても行けない方も出てきますので、その辺で数値の方が若干、落ちたりして、委託費の方も不用額ということでおきてるところでございます。

このことについては、今後とも健診、特に健診してもその後が問題だということで、要は、例えば結構、職員でも「まったく異常なし」という方は少ないです。何かしらのあれがありますので「要検査」とか「要精検」とかその辺を今度、重点的に、これまで受診した結果については総務課の方に提出するようにはしてきておりますが、更に、漏れのないようにその後の結果ですね。受診、健診したからといって安心しないように。町民も同じですけれども、職員の方もその辺は今後気を付けてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。9番、中館文雄君。

○9番（中館文雄君） 私、なぜこれをちょっと質問したかというのは、せっかく、町民に対しても健診率アップその他、健康の町ということでやっていますから、できるだけこの辺は職員が率先して100パーセント、本当は「健診している」と堂々と言えるような体制をとってもらえれば、本当は一番いいのかなと思ったものですからここを不用額として残さないで健診を受けた方がいいと思ったから質問しました。

それから、さっき言ったように研修の方ですね。研修の方。これも不用額が出ていました。それも各自治体その他に何人か行ったということになってますけれども、この辺は計画どおり進んでもこの不用額が発生したということですか。

○委員長（沼畑俊一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 計画どおりにご案内の方も職員にはしておりますが、例えば長期の研修、東北自治研修とかございます。これも予算に上げております。

あと、東京の方で研修がございます、自治大の研修等々ありますが、希望者が予定よりも少ないという研修ですね。結果もございますので、このような結果、不用額の方が出ております。

28年度に対しても、研修の方は職員の研修が大事だということで、予算の方も計上させていただきました。

研修の方も力を入れて職員の方には行って研修してもらいたいという考えでおります。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで第2款、総務費の質疑を終わります。

次に、70ページから87ページまでの、第3款、民生費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで、第3款、民生費の質疑を終わります。

次に86ページから97ページまでの第4款、衛生費の質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 91ページをお開きください。各種予防接種業務とあります。この中で子宮頸がんワクチンの接種にかかる費用ですとかそういったのはいくらぐらいでありますか。

○委員長（沼畑俊一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉 君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。各種健診の委託の内訳のうちのただ今、ご質問にあった子宮頸がんワクチンでございますが、実績としては27年度ゼロ人です。ゼロ円です。

予算は単価、一人当たり1万6,362円で予算計上しておりますが、実質、実績はゼロ人でした。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） これは女性対象ですよ。なんで女性しか対象じゃないのかなと非常

に不思議だったりするのですけれど、子宮頸がん、ヒトパピローマウイルスの感染に関しては、男性も一役を担っているわけじゃないですか。であれば、女性だけではなくて男性にも接種して差し上げた方がよろしいんじゃないのかなと。

そうすると、女性は受ける人はいなくなったみたいですが、中には男性、受ける人もいるんじゃないのかなと思うんですが、それは、対象外ですか。

○委員長（沼畑俊一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉 君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。子宮頸がんワクチンに関しまして、男性もということでございますが。男性につきましては対象外でございます。

それにつきましては、議員、ただ今、ご指摘等々ございましたが、近隣町村等の子宮頸がんワクチンへの対応といたしますか、近隣町村の状況も見まして、今後検討していきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 私は未だに女性が接種するのも男性が接種するもの反対なんですけど、誰が接種するのも反対なんですけれど。こういった予算措置っていうのがある以上は、町はやっぱり接種に対して、それなりの姿勢を取らなきゃならんのだろうと思うんですけれどね。予算の有効執行という立場からすると。皆さんの意識は非常にやるべきだというようなお考えをお持ちのようですから、もっと頑張って、普及に励んだらいかがでしょうか。

○委員長（沼畑俊一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉 君） ただ今のご質問にお答えを申し上げます。先ほども答弁いたしました。近隣町村の状況等も踏まえまして、町としてこれからどうすべきか検討を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） 質疑ありませんか。6番、西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 95ページです。2項、清掃費、1目、塵芥処理費の中の15節、工事請負費4,726万6,200円の支出済額なんですけれども、これは、こちらの業務報告書を見ると福地地区の不燃物の処理場の閉鎖事業ということで、第1期工事をやったということなんだけれども、施工面積が1,690㎡ということで、これは何期とかって計画で進めているのか、いつまでかかるのかちょっと説明願えればと思います。

○委員長（沼畑俊一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（赤石裕之君） ただ今の質問にお答えいたします。平成27年度から3カ年計画で平成29年度までの計画でこの工事を実施しております。

大平の不燃物につきましては、工事3期で終わった後に、2カ年の水質検査を行いまして、それで異常がなければもう、終了という形になります。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） はい、西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） そうすれば、29年度までということですので、あと来年、29年度までね。あと3年ね。この金額位ですと推移するのかな。約5,000万ぐらいの金額で。お願いします。

○委員長（沼畑俊一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（赤石裕之君） そうでございます。3期とも同じぐらいの額になってございます。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで第4款、衛生費の質疑を終わります。

次に、96、97ページの第5款、労働費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで第5款、労働費の質疑を終わります。  
ここで昼食のため午後1時00分まで休憩いたします。

（午前11時54分）

.....  
○委員長（沼畑俊一君） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

.....  
○委員長（沼畑俊一君） 次に、96ページから111ページまでの第6款、農林水産業費の質疑を行います。質疑ありませんか。10番、工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） ページは102ページ、103ページ。5目、果樹振興費の19節、共同防除組織強化支援事業600万円。27年度は1台200万の3台分を事業として終了したというふうに報告されておりますが、現在、この段階で27年度末の段階で我が南部町の共同防除組合の数における導入された台数、その進捗率と、今後、申し込みがなかった場合のこの事業費はどうなるのかちょっとお知らせください。

○委員長（沼畑俊一君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） ただ今のご質問にお答えします。現在、防除組合36団体ございます。昨年度は3団体、その前は25年度も3団体でございます。

それから、今後の見通しなんですけれども、これからも継続して、今年度においても3台分やっておりますが、なにせ団体の資金調達が困難になると思われまますので、29年度段階、アンケートを取った段階では1団体が名乗りを上げております。

今後、更新時期に合わせて、またアンケートを取り直すなどしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） 工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） 36団体のうちの詳しくは何台というふうには答弁をもらえませんでした  
が、毎年3台ずつの予算建てはしておりますが、今後、仮に36団体、購入しない、できない、し  
ないという共防さんもあるかと思えます。そういった団体が今現在あっても、今後、将来、「や  
はり更新の時期がきた」とか、「やらなければならない事情ができました」故障とかですね。そ  
ういった場合も、また復活するものなのか。アンケートとってもうないと予算には出てこない  
なれば、もうなくなったような空気になればちょっと困るなと思えます。

お隣の岩手県は、スプレーヤーのご存知のように、スプレーヤーのディーゼルエンジンの高騰  
のために、スプレーヤー費がかなり高騰しました。岩手県でも助成費を出しているわけですが、  
ただ、当町と違うのは、後継者を守る、作る。あるいは、高齢者の作業効率もあげるということ  
でキャビン付きのみ、キャビン付きのスプレーヤーのみに補助金を出しているんだそうです。

これは、私は高く評価したいと思います。我が町も1台200万円の補助金というものは、我が  
町がやったら、隣の三戸町もやったというように、非常にいい事業だわけであります。ところが、  
開いてみますと、そういった農業者を守るためにキャビン付き、要するに30度、32度の時もカッ  
パを着て薬かけをするわけですが、体に影響がないわけがありませんし、疲れ、様々な状況が出  
てきます。そういったことも考えて、果樹経営を断念するだとか、あるいは、自分はオペレータ  
ーとしては参加できないが、散布してもらっただけの組合員がどんどん増えてきて、スプレーヤ  
ーのオペレーター、これも組合が成り立たない状態になっている組合も多々あります。

そういうことを考えてみますと、将来、我が町もキャビン付きのみの、のみとは言わずですね、  
そういった健康管理を徹底して守る観念からいきますと、「キャビン付きの方をどうぞ選んでく  
ださい」そのためには、高騰している、高いものですから。補助金を上げるだとかという検討に  
は考えられませんか。

○委員長（沼畑俊一君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） ただ今の質問にお答えします。まず最初に今後の防除組合なんです  
けども、今年アンケートを実施いたしまして、29年度は1団体ということでしたけども、これに  
つきましては毎年、年度始まりましたら、また要望等を上げていただくよう、回覧等において各  
共防には声を掛けていきます。

それから、上限額200万の検討についてですが、ディーゼルエンジン等、大分、高騰している  
ということですので、その上限200万の金額についても、これから検討してまいりたい

と思っております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。はい、9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 101ページの6款、1項、3目、1節それから、3目の19節に関わるところでですね。鳥獣被害対策実施事業とそれから、農業用廃プラスチック回収事業について質問いたします。

行政報告の中でもそれなりの効果を上げたというような報告になってますけれども、実際の事業はですね、これ、例えば鳥獣被害対策実施事業、これ、実際にやる場所だとかやる体制、これがってというのは、私が住んでいるところは朝のうちに全部やられたというところがあるんですよ。サクランボとかそういう時期あればですね。そういう実施する場所とかっていうのはどういうふうにして検討して決めて、どういう体制でやっているのか。

全町に効果があるのであれば、歓迎するんですけども、一部、偏った事業であればやっぱ不満が出てくる。うちの方は何にも来てないじゃないかという話もありますし。

それから合わせてこの鳥獣に対して、今、ニホンジカそれからクマによる食害もでてきているということも、私も聞きました。実際にそういうところを例えばニホンジカ、まあクマってというのはそれほど多くないかもしれませんが、ただ、間違いなくクマの被害だと。それからニホンジカのように。高いところまで、食べているというような報告を受けてるんですけども。この予算、報酬。今あの報告書の中では76万2,000円使ってそれなりの効果あるというような報告ですけど、実態をどういう形でやってきたか。

それから、ニホンジカとかクマの被害に対してどこまで調査されて、今後どうするのかっていうのをまず、それ1点です。

それからもう一つは、農業用廃プラスチック回収事業ですけども、これ私の勘違いならあれですけども、補助金やってトンバックで回収する事業に対して補助金やっているのかな。ってというのは、一般の人から見れば、トンバックが扱いにくいと言うんですよ。これに袋詰めて軽トラックでも積んで行くなんてのは普通の人ではできないって言うんですよ。

だから、やり方をもっと工夫した形で補助金出してくれないかという話があるんですけど、この事業は結果大きい金額ではないんですけども。実際のやり方。その点もちょっと検討する必要があると思うんですけど、このままでいいか、どう考えているかどうか、担当者の答弁を求めます。

○委員長（沼畑俊一君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） では、ただ今の質問にお答えいたします。まずは鳥獣関係でございますけれども、鳥獣の駆除に関しましては、猟友会のほうに町が委託をしております。

猟友会のほうで実施しているのは、昨年度は年6回、朝の5時から実施をしております。

それからニホンジカ、クマの食害についてですが、昨年、クマの目撃情報は2件でございましたけれども、今年に入りましてもうすでに8件以上目撃情報が寄せられております。

食害につきましてというかクマの対策ですが、シカ等につきましては県民局のほうの担当の方と相談しながら、実施に向けての対策は整えておる状態でございます。

実際にまだシカのほうは、目撃情報があっても実際、担当者が現場周辺を見ても、個体を確認した事実がないので、今後、どのようなところに出ているのか調査をしながら、今後検討してまいりたいと思っております。

それから、廃プラスチックの改修事業でございますけれども、この事業はJ A八戸のほうに委託をいたしまして、現在、町の2カ所で、その場所に農業者が持ち込んでいただいて、実施しております。中には、そのトンバックをJ Aからお借りしまして、軽トラに積んで持ってきている状態でございます。

やり方につきましては、今後も同じやり方で継続してまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） はい、9番、中館文雄君。

○9番（中館文雄君） 今の鳥獣の方ですけれども、やった回数はわかります。ただやる場所だとか、そういうものは誰がどういうところで協議して決めているのかっていうのは一番なんですよ。だから守られている場所はあるんだけど、守られない完全にやられている場所もあるわけですから。そういうものを猟友会に全部丸投げで「あんたたちで決めてどうぞ」やっているものなのか、色んな調査した段階で、計画を立ててやってもらっているのかその辺が一番肝心なところで、その辺はどうですか。

○委員長（沼畑俊一君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） 町といたしても、猟友会の方と実施場所については、南部町全域ということで対処しております。猟友会の方々はそれぞれ地区にいらっしゃいますので、その被害状況、例えば、ムクドリが大量に出ているところとかそういう場所は、猟友会の方々からその地区をお聞きしまして、猟友会の方と合わせて実施のほうに向けて取り組んでおります。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） はい、中館文雄君。

○9番（中館文雄君） そうすれば、今までどおりでやると。改良するところはないということですか。っていうのは、昔から言われますどっかで火薬のにおいがすると、けだものでも鳥でもその場所から逃げて、別な方に移るんですよ。そういうところが、どこまで調査したうえで実施に向けているかというのが聞きたいわけですよ。そこまでやってるのかやっていないのか。すべて任せて、「どうぞ」ってやっているのか、それとも。っていうのはここまで金掛けて町全体をそういう事業やっていますって言っても効果が出ていない場所があるもんだからこういう質問するんですよ。

その辺をどこまで調査のうえでやっているかってもう一度お聞きします。

○委員長（沼畑俊一君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） ただ今のご質問にお答えします。駆除の場所については、発生場所とかは現時点では深く調査はしておりませんが、例えば、銃で駆除したとあって、そのものが別な場所に移動すると。その移動する場所が特定することは非常に困難と考えておりますので、現在はそこまで追跡調査というようなのは考えておりません。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。はい、16番、川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 中館議員の質問に関連して、私もちょっと伺いたいなと思っておったものですから。有害鳥獣捕獲事業費に関連して、質問いたします。

実態を掴むのは確かに難しいと思うのですが、八戸さん。実はある建物の天井裏に「猫が入ったみたいだからなんとかしてくれねえか」という依頼がありまして、「猫なんだったら」というので罠を仕掛けました。二、三日して行ってみたらハクビシンが入っていました。ちょ

っとびっくりしましてですね。猫のつもりだったものですから。「ちょっとこれはまずいことになっちゃったな」と思いまして、一旦リリースしまして、狩猟免許を取って、その次の日に八戸さんに相談に行きました。

そしたら、八戸さんって色々カメラを仕掛けたりしてですね、結構詳しく知っているんですね。「ハクビシン見たことありますか」って担当の人に聞いたら、「本物は見たことないけどカメラ仕掛けておくとシカも写れば、ハクビシンも必ず写っているんですよ」と、そしたらこと言っております。相当カ所、森林であれ住宅街であれかけて調べているようなんです。それでこうあれするとなんとなく、大体、なんかこの辺にいるみたい、実際の映像として把握なさっているようなところがあって。実は類家とか、青葉とかあのあたりにもハクビシンはいるんですよ。映像では確認できますよと。そういった話だったんですよ。

ですから、それぐらいの調査もうちの町でもしてもいいんじゃないのかなと思うんです。元より北里大学ですか。名久井岳にはカメラ、定点設置かなんかして調査していますよね。そうすると随分の数シカが、同じシカが何回も写るのかどうかわかりませんが。そういったことってあるじゃないですか。猟友会さんは猟友会さんの得意な分野があると思うんです。ですけど、それ以外のところは、やっぱり行政であれ別な機関であれ、分担し合って調べて、その実態を把握することが必要なんじゃないのかなと思って私、質問しようと思ったんですよ。ですから、それ、果たしてシカの害なのかクマの害なのか。例えば果物であればハクビシンはよく食害するようですよ。ですから、実態が何なのかによって、どういう捕獲、対策っていうのが決まってくると思うので、その辺もう少し、新年度の予算に向けて考えられたらどうでしょうかと。その点について、お伺いしたいと思います。

それから、103ページの南部太ネギ栽培試験業務とあります。これはどういった業務で、どなたに試験をご依頼なさっているのか。まだ、栽培の段階で試験段階っていうことは、やはり、まだ栽培技術に対してちょっと、検討の余地のあるものなのではないでしょうか。その辺含めてご答弁ください。

それともう一つ。111ページ。花き、19節ですね。花き価格安定対策事業ってあります。これはどういった事業でしょうか。花の値段っていうの安定しないっていうのはですね、買う方も作る方も大変な思い、それぞれあるかと思いますが、どういった事業なのではないでしょうか。

それからもう一つ。同じ111ページ、19節、森林計画研究会っていうありますが、これはどういった団体でしょうか。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） ただ今の質問にお答え申し上げます。まず最初に、鳥獣関係でございますけれども、現在、監視カメラ南部町では7台設置しております。その中には、ニホンジカそれからクマ等々が写っているものがございます。設置個所につきましては、過去の例を見まして、この辺に出ていると思われる箇所に設置して、データは収集しております。

それから2番目の南部太ネギでございますけれども、委託先は青森県産業技術センターの方に栽培技術の委託をしております。太ネギ大変、栽培というか、葉も柔らかく、普通のネギと違いますので、まだ、本年度においても試験栽培を実施しているところでございます。

その次に、花きの価格安定事業でございますけれども、これにつきましては安定事業ということで負担金としてお支払いしているわけでございますけれども、支払い先は青森県青果物価格安定協会というところに設置しております。負担金を納めております。これにつきましては、県指定の花き、ワギク、それからトルコキキョウ、バラの3種類でございますけれども、価格の急激な下落に対する保険みたいな感じでございます。

それから森林研究会でございます。これにつきましては、研究会のほうについては大変申し訳ございません。議会終了後、答弁したいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） はい、川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 7台もカメラがあるそうで、随分、あれしているんだなと。正直には思います。ですけど、「7台じゃね」っていうところもあると思うので、もう少し、頑張ってください。シカとかハクビシンはどうでもいいと思うんですけど、「どうでもいい」って言ったら語弊ありますけど、やっぱりクマがなんか家の近くで出たってなると、ちょっとあんまりいい気味はしませんので、ただ、クマであれば何と言いますか。色々、ものの本読んでみますと縄張りとして移動して歩いているというような習性があるようなので、ある程度、予想がつくのじゃないのかなと思ったりもするんですね。山の中で突然クマに会ってっていうのはこれは仕方ないと思うんですけど、ただ、チェリリン村で目撃があったとか、向山団地の裏の方であったとかってなるとちょっと、ましてや田面木の高専のあたりですか。あの辺でも目撃情報があるじゃないですか。

はたまた、南郷のグリーンプラザ、ニュータウンのあのあたりとかですね。なんか非常になんか同じクマがあそこ移動しているかどうかわかりませんが、そういった実態がわからない

と、畑仕事していてもちょっとってところがあるので。そのクマの動向についてはちょっと特別なあれとして対処してもらいたいなと思ったりするんですが、いかがお考えでしょうか。

あとの件については、説明でよろしいと思います。あとの説明はいいです。ほかの説明はですね。ほかの花き安定化事業とかそのあれはよろしいです。もうよろしいです。

森林計画研究会については後で資料をください。

○委員長（沼畑俊一君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） クマの生態についてですが、クマの行動範囲は10キロぐらいと言われてはいますが、チェリリン村に出たクマ、それから北山、それから横沢地区に出ているクマが今年に入ってから三、四件目撃情報が寄せられておりますけれども。このクマの個体につきまして、同一個体なのか、それとも別物かというものはちょっと見分けは難しいと考えております。何せ行動範囲が10キロとなると田面木の方までカバーしてしまいますので。

町として考えていることは、だいたい、国道とか馬淵川とかの区域で分断されているので、もしかしたら同一個体かなというふうには考えておりますけれども、それ以上の詳しいことについてはまだ、確認しておりません。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これにて第6款、農林水産業費の質疑を終わります。

次に、110ページから117ページまでの第7款、商工費の質疑を行います。質疑ありませんか。はい、9番、中館文雄君。

○9番（中館文雄君） 115ページのですね、7款、1項、3目、13節、委託料に関わるところで質問いたします。この中で指定管理者6,680万これはバーデハウス関係の指定料ということでわかりますけれども、行政報告の中では、バーデハウス、アヴァンセ管理運営費として8,946万2,688円使っているということになってはいますけれども、2,266万2,688円の使い道、これをまず最初にお聞きします。

○委員長（沼畑俊一君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村 久君） 中館議員のご質問にお答え申し上げます。この指定管理料の中身というご質問でよろしいでしょうか。（「管理料はわかった。管理運営費として八千九百いくら使ったってという報告になっていますから、その差額は何に使ったか質問しています。」の声あり）ここのご質問につきましては、バーデハウスとアヴァンセの管理運営費ということになってございます。それでよろしいでしょうか。

それでは、内訳につきまして説明いたします。施設の修繕料整備してこれが約300万ございます。それと施設の管理点検委託料が110万ほどございます。そうして、施設の改修工事設計委託料で130万ございます。施設の改修工事費で1,100万円ございます。施設用の備品の購入費で540万ございます。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） はい、中館文雄君。

○9番（中館文雄君） 私は何でここを質問するかと言いますと、確か指定管理料は六千六百何十万ってというのは少ないと感じたんですよ。ところが、実際にこれを見たらそっちの方でも修繕料を五百何十万報告していますよね。公社のほうでも修繕料として五百何万の金額が報告されているんですよ。6月の議会の時に。ここでもまた修繕料として、三百いくら使ったってということは、ダブっていませんかこれ。だから使い道なんです。少ないようにして管理料は確かに少なく我々、報告を受けたんですけれど、実際に使っている金は今までと大した変わらない金を使っているんですよ。8,000万から。前は9,000万台もありましたけれども。だからその辺のところ使い方。区分けを誰がどういう責任で区分けしているかわかりませんが、指定管理料が例えばこれだったら8,000万ってぼんって出て、その中で全てやるっていうんだったらわかるけども、管理料としては六千いくらって報告しておいて、「そのほかにこういうのこういうのこういうの使いました」という報告ですから私、同じ項目が両方に出てくるっていうのはこれは問題なんです。

だから、誰がどこで判断してそういう使い道しているかももう一度聞きます。

○委員長（沼畑俊一君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村 久君） ただ今のご質問でございますけれども、施設の管理をする中で、金額の大きい修理、そして小規模な、いわゆる小破修理っていうのがございまして、その都度にバーデ様の方と相談しまして、大きい工事につきましては施設の管理者と町が行っております。

修繕的な小さい、小破的なものにつきましては、バーデさんの方で修理していただくということで、その都度の話し合いによって決めてございます。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） はい、中館文雄君。

○9番（中館文雄君） そこが問題なんですよ。ですから、そこで誰かが判断しているわけですよね。「これはじゃあ町で持ちましょう」と「これは町でもって、これはあんたたちの指定管理料に入ってますこっちでやれ」そうするとどんどんと膨らんでいくんですよ。費用の膨らみがあるんじゃないですか。だからその辺のところが、はっきりしていないと、「指定管理料としては少なくやりましたよ」と「減っていますよ」と言うんだけど、実際にそのほかに費用が一般会計の方からどんどんと出ていくような管理の仕方であればやっぱり問題なんですよ。

だからその辺がどこで誰がどういうふうに判断しているかっていうのをもう一度、聞きます。

○委員長（沼畑俊一君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村 久君） 施設に関しましては先ほども申し上げましたが、どうしても大きい工事、小さいのが出てまいりますので、計画的にやっているやつにつきましては、役場の方で修理しているということでございます。

これは、予算要求して、議員の皆さまに説明をしたうえで、工事費として取っておりますけれども、途中から出てくるような小破修理的なものにつきましては、基本的にはほとんど小さいやつにつきましては、バーデ側でやっているという、そういう状況でございます。

もう一度繰り返しますが、予算要求して、説明してあるものにつきましては役場側というふうにお考えいただきたいと思っております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） はい、副町長。

○副町長（坂本勝二君） ただ今のご質問についてお答えを申し上げます。

金額の大きいものというのは確か、30万円を境にしてそれを越えたものは町が負担をしましょう。それから、それより小さいものについて、例えば、「モーターが壊れました」それから「一部、水漏れが出ております」「お湯の温度が上がりません」そういう急を要する小さい金額につきましては、公社でもってもらうということしております。

ただ、公社でもってもらう部分につきましても、指定管理料の中に小さい部分も指定管理料の中に入れてございますので、そういう区分けはしてあります。

それから、さっき大きい金額につきましては、設計が入ります。それから金額がすごく大きくなりますのでさっきトータルで1千万を超えるお話がありましたけれども。その部分につきましては、大規模な修繕ということで、町の方から負担をしていただいておりますので、そのように委託料の契約の中で区分を決めておりますので、時にはまた、その都度の相談もありますけれども。そのような区分けの仕方をしてございます。

なお、指定管理料の中には主には燃料費とかまた、運営していくうえでの部分が大きな金額を占めていると思います。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） はい、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 回数的に多くなったんですけれども、例えば、非常用の電気、放送設備はやって、入札にかけてやった。三百いくらでやったっていうのは我々もちゃんとわかったんですよ。私もね。これはバーデ関係のやつで入札にかけて三百いくらをやって。これはバーデにかかったこのお金に含まれているだろうと想定していましたが。ただあまりにも指定管理料の対比しても、二千何百万っていうのは少ない金額ではないんですよ。それが我々の、我々って言えば失礼ですけども、知らない中でどンドンどンドン繰り返されて金額張っていくっていうのは、やっぱりこれは問題があると思いますので。ある程度、そこはここまでっていう一つの枠を決めておかないと、これからも「これはもう微々たるもんだからやりましょう」「これやりました」ってやっていくと、両方で同じ項目。さっき言った修繕料、修繕費というのがポンと出てくる。「じゃあなんだこれ、こっちもこっちも修繕料っていうと」境がなく垂れ流しとは言いませんけれども、そういうことも考えられますので、これから一つそういうところはハッキリわかるのはちゃんとバーデにかかるというのを費用を明らかにしながら、使っていくべきだ

と思いますが、その辺についてはどうですか。

○委員長（沼畑俊一君） はい、副町長。

○副町長（坂本勝二君） まさにそのとおりでありまして、ただ、建物です。年数が経過することによって、やはり壊れ具合、修理する金額が膨れていきますので、それは予算計上の時にしっかり説明できるように、あるいはまた、機会がありましたら、何年ごろにはこのような修理代でございました。そして10年が経過しました。もうすでに20年経過しておりますので、その状況を皆様方に示しながら、対応していきたいと思います。どうしてもまたこれから数字が大きくなっていきますので、そこは示しながら進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 115ページをお開きください。13節、委託料です。これは、観光イベント、その下のSNS広告これは連動しているのかどうかわかりませんが、このSNS広告、こういった広告をこういったメディアに打ったんでしょうか。

そういったことの効果のほどっていうのはこういったものがございませうか。ちょっとその辺、お伺いします。

○委員長（沼畑俊一君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村 久君） 最初に観光イベントということでございますけれども、ここは各お祭りですね、従来からやっております1,515万円でございます、昨年度も同じ予算計上してございます。町でやる春祭り、秋祭りその類の予算でございます。

SNS広告につきましては、ソーシャル・ネットワーキング・サービスということでございまして、インターネットを使いまして、お祭りなんかがあった場合に、いわゆるネットを使った広告ということでございまして、一番、利用のされ方で多いのとなれば花とかの関係はリアルタイムに天気が大分左右されるということになりますので、その時期の情報をリアルタイムに流すということで、便利化ということで始めたものでございます。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） はい、川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） インターネットだっていうのは私もわかるんですけど。「T w i t t e r（ツイッター）」なのか、「L I N E（ライン）」なのか、まあいっぱいあるじゃないですか。「F a c e b o o k（フェイスブック）」なのか「Y o u T u b e（ユーチューブ）」なのかそのほかに「ニコニコ」だとか色々ありますよね。どういったメディアに対して、どういった層に対して、どういった情報をどういう形で流すのかっていうところを私、聞きたかったんですよ。ですから、その……。はい、そういうことです。はい。

○委員長（沼畑俊一君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村 久君） 年代を指すものではございませんでして、お客様から求められる情報、先ほど、参考例で言いましたが花の咲き具合とかですね、そういうのがしょっちゅう、電話で入ってまいります。そしてあとは、お祭りの時期はポスターでしか知るすべがないのでございますけれども、その辺を、インターネットを使って索引していただくという利用の仕方です。（「どこのチャンネルなんですか、インターネットの中の。」の声あり）携帯等を使って調べるということになります。（「フェイスブックだとか」の声あり）フェイスブック、はい。（「ツイッターですか、フェイスブックですか、ユーチューブですか、あとなんだっけ……」の声あり）少しすみません。少しお待ちください。

フェイスブックという説明にさせていただきたいと思います。

○委員長（沼畑俊一君） はい、川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） いいです。ただ、このSNSと言っても私も必要に迫られて垣間見るぐらいの世界なので、今の新しい世代の人たちがどういったあれを覗いているのか、私も全部は把握できません。

ですけど、なんかSNSと言っちゃうと、SNSっていうのがあると思って、もしかしたら勘違いしているのかもしれませんが、それぞれの媒体には、それぞれの性質があるわけですから、そのどういった層に対して、どういった形で発信するかとかっていう、そういう非常に基本的なところをやっぱり、精査して、反応をちゃんと検証するような体制を作らないと、あん

まりこういうにお金を掛けても、実態がよくわからないんじゃないのかなって思うんですよ。

ただ、本当にやろうと思えば、こういう金額では全然足りないんだと思うんです。そこいら辺のあれが、そのどういうバランス感覚で物を考えるのかっていうことも含めて、どなたに委託なさってやっているのか、自分らでやっているのかわかりませんが。せめてお金を出す立場なのであれば、その辺の全容というのは、課長がわからなくても、課長の世代だとか私の世代っていうのは、あまりよくわからない世界だと思うのですけども、もっと若い世代の職員がちゃんと把握しているとか、そういったことをちゃんとさせるべきなような気がするんです。ちょっと意見として、お聞き届けください。答弁は結構です。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで、7款、商工費の質疑を終わります。

次に、116ページから123ページまでの第8款、土木費の質疑を行います。質疑ありませんか。16番、川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 119ページは範囲ですよ。『馬淵川とともに生きる期成同盟会』。活動のかいあって、河道掘削ですとか、堤防の一部かさ上げっていうところになって大変よろしいかと思うんですけれども。河道掘削による効果、どれほどと計算できるんでしょうか。

○委員長（沼畑俊一君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 今回の質問ですけれども、県の方でやっている事業でありまして、正確な答えというのを、まだ、成果として聞いてないので、私の方からはすぐその答えは出ないのですけれども。23年、25年に大きな被害を受けまして、その後、河道掘削促進緊急対策事業である程度、掘削事業が行われました。8月末、三度ほどの台風、大雨等がありましたけれども、それに伴って、総務課の方とも毎晩、対策本部で見ている中においては、二戸からくる、南部町に到達するまでの時間とか、剣吉の水位観測所とかというデータは毎晩、見ておりましたけれども、それらによってはこれまでと違う部分があるなというような考えは持っていますので、それらを基にまた、県ときちんと情報を共有しながら、それらの効果に対してきちんと精査した時には発

表できるのかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） 16番、川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 洪水時っていうか、水かさが増した時のそういった時の河川の排水量というのを、私もあんまりよくわからない工学的なことなので、わからないのですが、調べてみると、色々、排水量に関しての公式っていうのがいくつか出てくるんですよね。多分、わかるとは思いますけれど。それで、その中のファクターとか、こう見てると、きれいな水なのか、濁った水なのか、水の比重ですよね。それだとか、例えば、降雨量の係数があったりとかですね。一番肝心だなと思うのは、瞬間的な排水量の上下を決める要因というのは川幅ではなくて、むしろ川の水深の、深さの方だっていうのは公式をいくつか見ていくとわかるんだと思うんですよ。それに加えて、川を広げることも手段の一つではあるようなんですけども、その先に流れを阻害するでっぱりがあったりとか、狭くなっているところがあったりとかって。そういったことで排水量っていうのはおっきく値を上下させますよね。そういう観点から考えると、民家があるあたりに対して堤防のかさ上げっていう、これは大事なことだと思うんですけども。結局は、川底を深くすることだとか、前から言われているような川の狭窄部分を拡張する。そういったことに着手しないことには、根本的に多分、この馬淵川の水位上昇というのは解決しないことだと思うんですよ。そういうことを前提に考えてみると馬淵川の河川計画の基準点は櫛引橋の上です。あそこまでが、有り体に申せば、「あそこから下を守りましょう」という、「そういう趣旨の計画ですよ、そこから上の上流はまあ仕方ありませんよね」という解釈になりますよね。ということを考えて、櫛引橋にある基準点を何キロか上流に持ってきてもらうことによって、河川の狭窄部っていうのに工事の着手をしてもらえるということになりますよね。ですから、物の基本的な考え方として、そういうふうに考えていく必要があると思います。町長はじめ担当の職員の方のように思いますかね。非常に難しいことではあるんですよね。それは、わかって言っているつもりです。その基準点を上流側に移動してもらうってことは大変なことなんだと思うんですけども、結局はそここのところを見据えた活動っていうのが必要だと思うんですが、どう考えられますでしょうか。

○委員長（沼畑俊一君） はい、町長。

○町長（工藤祐直君） 今、馬淵川の河道掘削含め二期工事として、堤防のかさ上げ工事を行っているわけですが。まず、起点の部分のいわゆる河口10キロが国管理、その上流が県管理ということで計画は主に国管理の部分の計画が示されています。そこで我々、被害が多いものですから、その上流部と……。県の予算になってきますので、予算確保はなかなか難しいということで、議員の皆さんとも色々活動し、やっところまで来ました。ですから、私どもとすれば、今も要望しておりますいわゆる同じ馬淵川1級河川、これを全て国管理にしてほしいということを要望しています。なかなかただ、現実には難しいだろうなと思ってはおりますが、そういう国管理になっていくと今、議員おっしゃったように期待の部分、そういう部分もまた、検討されるだろうと思いますが、現在の状況だと、今の状況でまずいくということになろうかと思ってはおります。

あとまた、さっき質問がでてました効果ですが、我々もまだどのぐらいの効果っていうのが比較できないというのは、雨量、また、1時間当たりの雨量、2時間、24時間の雨量、そういう部分が平成23年、25年、あの被害の水害の時と全く同じような雨量に今回も10号も11号も達していないということで、全く同じような条件であれば、目でもわかると思うんですが、非常に難しい。ただ、県の方とも「効果は少なくとも出ている」ただ、それがどこまでのどういう効果が出てなると、先ほど建設課長も言うておりましたが、県の方でもまだそれは比較はできないということで…。

専門家の方々、私も「馬淵川学識者懇談会」このメンバーにも入っております。そこには大学の工学部の先生、教授も数人入っているわけですし、国の方の専門の職員含めて、色々私の頭では計算できないような色々な計算をして、「まず、この分にすれば大丈夫だ」というふうに「10年が30年になる」とか、「100年に1度になる」というふうに話をしておりますが、我々はそういう学問上の水位よりも日常住んでいるものとして、やはり雨量だけではない、「鉄橋の下から漏れていた」とか、「一部、逆流している」とか、そういう部分で内水面的な被害もありますので、そういう部分をしっかりと、現場を県、国の方に伝えながら、そしてまた、より安全・安心できるように、今後の、堤防かさ上げで済むのか。それ以外のまた課題も出てくると思ってはおります。工事をすれば、良くなったところも出れば、やはりそのことによって影響出てくる…。イタチごっこな部分があるわけですが、そういった中で狭窄部、ここは以前にも川守田議員もおっしゃっているときありました。私もこの「学識経験者懇談会」でこの狭窄部の部分、問題視しております。特に櫛引橋から上流、そしてここの福地、役場、ここまでの区間が現在進めている工事には、計画には入っていない区間で、私「非常にそこが狭窄部になっております」そういう指摘を会議の方でしておりますが、なかなか「とんでもない工事費になるから」とかあまりいい返事が

返ってきていません。そういう部分が、今我々の地域をやっている工事のあとにしっかりとまた継続してやっていけるように、八戸市も市長、国管理10キロの部分には興味持っているんですが、なかなか「馬淵川とともに生きる期成同盟会」の方にも市長さんまだ一度も来ていらっしゃっていませんし、そういう部分で、やはり「狭窄部の部分は八戸市内の部分がほとんどだよ」という部分を色々とまた情報交換させていただきながら、取り組んでいきたいところ思っております。

○委員長（沼畑俊一君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 排水量を計算するためのその公式というのはですね、河川計画を立てるうえで必要な公式であって、雨が降ったあとにその公式にその雨量を入れたからといって、計算できる類のものではないですよ。雨量の他にも色々変動的な係数があるので、あくまで計画を作る段階でもってのそれぞれに想定した定数を当てはめて、「こうこうこうなる」というそれはあくまでも計画段階、それ以上のあれを超えるための式ではないんですよよくあれしてみると。ですから、「どういう効果でしたか」って伺いましたけども、「計算できるわけがないですよ」と思いながら私、質問してみました。

かといって、一部堤防のかさ上げ、まあそれもよろしいです。河道掘削、川幅を広げて、これもいいですよ。ですけどそういうことをやっている、いつまでたっても遊水地的な位置づけっていうことの確固たる地位を固める要素にはなるのかもしれないけれども、水田、田畑が冠水するっていうことを防ぐための決してそれは方法ではないんだと私は考えます。

そういったうえでの、そう私が思ったうえでの質問でしたので、そのようにご理解ください。ありがとうございました。

○委員長（沼畑俊一君） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで第8款、土木費の質疑を終わります。

ここで2時15分まで休憩いたします。

（午後2時1分）

○委員長（沼畑俊一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2 時15分)

○委員長（沼畑俊一君） 122ページから127ページまで第9款、消防費の質疑を行います。質疑ありませんか。はい、工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） 122ページ、1項、1目、1節の報酬、消防団員報酬。支出済額では1,059万8,664円と。不用額が21万6,336円とあります。この不用額についてどのようになったのかちょっと説明お願いいたします。

○委員長（沼畑俊一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） お答えします。123ページの報酬でございますけれども、この報酬は平成28年4月1日現在、690名の支援団員113名を含みますけれども、それと、団員の年額報酬等々ですね。例えば団長52,600円、副団長39,500円等と役付きで若干、金額の方もちがいますけれども、その支払いをしたものでございます。

当初、大体、例年、計上しまして、実際の人員この690名、先ほど言った役付きの団員等々の差異が生じた部分ですね、不用額が出たと解釈していただければと思います。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） はい、工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） わかりました。先般、台風10号が起きて、当町におきましても29、30というふうに我々、洪水地区では、29早朝から下のものを上に上げる。自動車、様々なものは向小学校の校庭に避難させるとか。5区町内会はほぼ100パーセントの方々がそういう作業に追われました。その中で、近年では、「河川砂防情報システム」ライブカメラとか水位グラフ等々、携帯電話でその情報を端末で見れるわけですが。町内会、特に我が家の話を——ちょっと恐縮ですけども。テレビ報道では、「大変な被害をもたらす、水位に注意しろ」というような洪水が来るといふ、大洪水が来るといふ報道をされておりました。もちろん、準備万端とは言いませんが、覚悟はしていたわけですが、夜になって、そういった報道、携帯端末を見まして「多分、大丈夫じゃないか」といふような話をしておりましたが、家族でですね。我が妻、我が母親も目

の前にいましたが、その私が言っていることを、この携帯端末を見て「大丈夫だろう」と言うのを全然信用しないで、「危ない」と「過去にも大丈夫だと言って、洪水になったじゃないか」と言われて、32年間務めた消防団、元消防団員が一生懸命、懸命に説得しても信用してもらえず、そこに偶然、地元の消防団が巡回していました。カンカンと町内をです。その音を聞いて我が家族は「消防団が見回っていてくれるから、もしなんかあった時は、安心大丈夫だ、すぐ教えてくれるだろう」というふうに言われてショックを受けましてですね。目の前に元消防団が完璧な情報を与えているのにですね。自分の地元の消防団の方が頼もしかったんでしょうね。

従いまして、何を申しげますかといいますと、団員報酬なるものを下げるではなくて、もっと消防団というのは災害時になれば、時間とか拘束されるのを余儀なくされて作業されます。そういった消防団をますます支える手順、施策を講じていただきたく、お願いしたいと思います。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） まずは、先般の台風10号ですね、消防団員の皆さまには無線等々を使って様々な情報、各団のやり取り、迅速に対応していただいて、感謝しております。

先ほどの団員報酬ということで、今現在、1,500円ですか。先般の新聞でも六戸町の団員報酬の件も載ってございましたが、当町の場合、1,500円の他に行方不明者等々、長時間になった場合の割り増しの報酬というので、つい最近ですけども、改正したところでございます。

その工藤議員の方から、報酬と言うことで、これも三戸郡内等々の消防団、三八支部を構成しておりますので、その辺の動きを見ながら、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで第9款、消防費の質疑を終わります。

次に、126ページから151ページまで第10款、教育費の質疑を行います。

質疑ありませんか。6番、西野耕太郎君。

○6番(西野耕太郎君) ページは130ページから131ページです。教育委員会事務局費の中の19節、負担金及び交付金のところですが、131ページの特色ある学校経営事業289万7,000円についてちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

私、ある機会がありまして、ある会合がありまして、小学校の校長先生、それから中学校の校長先生と一緒にあったんですけども、「これは大変、良い」と「この補助金は、弾力的に使えるし、もっと弾力的に使えるればもっといいな」という話の中で、「だんだん金額が、補助金が少なくなっている」と「実はもうちょっと多くほしいな」と見ましたら、当初予算は、また、今年度280万にしているのかな。ですよ。今、実績で289万7,000円ですけども、280万にまた減っていると。28年度はですよ。26年度は300万ほどになっているということで、町長、ちょっと苦笑いしていますけれども。やはり、子供たちが使える、各小・中学校が使えるお金、これが一番、魅力があるという学校長たちの話しですので、お願いは要するにそういうことです。増額してほしいというのを校長先生方からお願いされていまして、いっぱいあればいいけれども、何というかな。ここ実績見ますと、福地小学校が19万1,000円くらいになっているんですけど、一番多いところで名川中が41万9,000円というとおりに、やはり二十五、六万ぐらいの平均ぐらい、小さいところでもその位、「20万から25万ぐらいあれば助かるな」と。それから、運用についても弾力的に、ちょっと私、その辺はあんまり使う側のあれあるでしょうから、「ここは使えない」というのを多分、決めていると思うんですけども。その辺は、学校長さん方と話し合いをして、「増額をしてほしいな」というお願いがありましたので、できれば、私も見ましたらそんなに多い金額ではないなというふうに思っていますので、来年度からの予算に反映されていければなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○委員長(沼畑俊一君) 学務課長。

○学務課長(中村貞雄君) 今のご質問にお答えをいたします。特色ある学校経営事業ということで、その金額を増額していただきたいというふうな申し出でございましたが、まず、この事業については、まず、各小・中学校が学校経営に工夫を凝らして、特色ある学校経営に取り組み、創造性を育む教育の推進を図るということを目的として、行っているわけではございますが。現在の補助金の算定式というのがございまして、小学校につきましては「10万円+1,000円×児童生徒数」ということになってございます。そして中学校においては「10万円+1,800円×生徒児童数」ということになってございます。これに基づいて、各学校の補助金額の方を定めているわけでご

ございますが、今のご質問でございますが、増やしてほしいということについては、今後、この算定式をもとに、どういった方がいいのか、検討してまいりたいと思っております。

なお、福田小学校におきましての活動の状況をちょっとご紹介したいと思います。6つほどありまして、1つは「ふるさと学習」、そして2つ目は「福祉体験学習」、3つ目は「食に関する学習」、4つ目は「環境エネルギー学習」、5つ目は「伝統文化の継承」、そして6つ目は「**タテハリワン**の行動」ということで各テーマを決めて、この補助金の方を生かしているようにございます。

なお、各学校の活動状況におきましては、町の広報の方で現在、1校ずつご紹介をしておりますので、ご覧をいただければと思います。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） はい、西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 均等割りで10万円ということですので、当然、生徒数が今減ってきていますので、生徒数の計算でいくと減っていくわけですね。ですので、今、学務課長言いましたけれども、生徒数ではなくて均等割りももうちょっと上げるとかですね。創意工夫をしてですね、増やすのも、必要な時は増やしていただいて、子供たちの勉強のために使うお金ですので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。はい、八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） ページ数は今の西野議員と同じページで、私、ちょっとまた関連する部分もあるかと思ひますけれども、19節のクラブ活動推進事業ですね。150万ってまあ、決算しておりますけれども、これは先ほどの説明と別にクラブ活動に限った補助金ということで、学校に支給しているかと思ひます。

配分も私、前に学校の方から大体、事情を聴いてみたところ、やはり生徒数に準じた補助金になっているということでした。これをなぜ質問したかと言ひますと、今各学校でクラブ活動は様々、小学校、中学校、やっているとと思ひます。それで、4つ、5つとやっていると、やはり運動部、ブラスバンド部なんかは特にお金もいっぱいかかるし、運動部なんかはユニフォームを更新しなければならぬと、何年かしたときに。その時にどういう予算で買っているのかとお聞きしましたところ、このクラブ活動推進費をちょっと使うのと、あとは「父兄から毎年、集めてい

る後援会費みたいなものを分配しながら、各部活に割り振っています」というお話をいただきました。実際問題、十何万かかる野球とかになればもっとかかるとは思いますけども。まあバスケットなんかだと15万くらいかかると。そういった時に「毎回、その年の配分された金額ではとても間に合わないというのが現状だ」ということを伺いました。

先ほどの西野議員と同じ趣旨なんですけども、これをやはり、増やしてもらえないかと。ある意味で。負担はやっぱり足りない部分はどうしても父兄に負担額が回っていきます。やっぱり、ない部分は家庭、選手の親が負担してそれを買ってあげなければならないとか、様々で来てくるとは思いますので、増額要求ということになりますけども。これも実際、現状とすれば足りないというのがすごくあると思いますので、これから来年に向けてそういう部分もちょっと検討いただければなと思っております。

○委員長（沼畑俊一君） はい、学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） ただ今のご質問にお答えします。まず、このクラブ活動の推進の補助金ということで、その中でユニフォームを作ることについてのご質問でございますが、ユニフォームに関しては、教育委員会として各学校の方で取り組むというか、対応するというか、そういうふうなスタンスでございます。

例えば、名川中学校さんの例を取りますと、ユニフォームについては、部活動の後援会で更新をしている。さらに、輪番制で、例えば今年は野球、来年はバレーみたいな形で、古くなった場合には、更新をしているのだそうです。

ですので、各校の特色もあってのユニフォームとなつてございますので、町としては、ユニフォームの作るものについては、あれこれ注文をつけることもないのでございますが、ですので、学校対応で現在は作っていると。

この増額に関しては、クラブ活動の方の内容、内容というかもっと盛んにするにはもちろん、そのような措置が必要であると思いますので、その辺については、今後、教育委員会の方でも検討していくというふうな形でお願いをしたいと思います。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） はい、9番、中館文雄君。

○9番（中館文雄君） 私もそれこそ、10款、1項、2目、19節、この補助金に関わるところで

2つばかり質問します。1つは、予算計上するときに、ここに不用額が231万でているんですけども、予算計上の時にこの中に、区域外児童分として給食負担費っていうのが186万7,000円ですか、計上していたんですが、年度内にこれは不用になってこういう不用額が出たのかまずそれ第1点。

それからもう1つは、さっき西野議員また、八木田議員からありました特色ある学校事業、この事業に関わるところで、我々がどういう活動しているかって見るのは教育大会に配られる資料のもとに文章が載っています。ただし、私が一番、残念だったのは、そのまとめた文章、事業の効果っていうところに、一字一句同じ文章で書いている学校があります。年度が変わっても。「研究がない、何も研究していない」と私は、文章を見たときに一字も違わない文章が載っているんですよ。事業の効果として。確かに、「自分の学校では絶対にそれを曲げないで伝統的にやっている」と言われればそれまででしょうけども、特色ある学校経営事業といわれるにはそれ、校長が変わっても前の文章をそのまま使っている。これはやっぱ、「それぞれが本当に真剣に考えた、事業の有効な活用の仕方をしてない」と私は見たんですよ。教育長も、学務課長は今年、なったばかりですから、そういう文章も前のものどうかは分かりませんが、教育長はもう、何年も見ているはずなんですよ。文章のなかで同じ文章が使われて、そのまんま使って、校長が変わってもそういう文章でまとめているってやっぱこれは、せつかくこういう金を使って各校に補助金として出している以上は、やっぱりその年度、その年度で色んな工夫しながら、確かに一貫したものは、一本通っててもいいのでしょうけども、工夫はあるべきだと。特色ある学校経営ということでなれば、その辺を工夫した事業計画というのを立てて、それをやっぱ審査しながら予算措置していくってやっていかないと、さっき、西野議員の回答にありましたように基本の金があって、それに人数割りとなれば、今までやったのをそのままやってけばいいっていう考えになるかもしれませんが、せつかく、予算措置をして、特色ある学校を運営してもらいたいと予算措置する以上は、やっぱりそこに特色ある計画をたててもらって、予算の中でやっぱり担当者や喧々諤々、校長とやりあうぐらいの予算を計上しながら、進める方がいいと思うんですが、その辺、さっきの1点とこの点については、考えをお聞かせ願います。

○委員長（沼畑俊一君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） まず、2つ目のご質問の方にお答えしたいと思います。報告の方で、年度が変わっても同じ文章で報告というか、実績が上がってきているものについては、大変、申

し訳ございません。これは、一年、一年の事業が特色あるものの内容ですので、そのようなものについては本当に、申し訳なく思います。

それから、給食の無料化の方の区域外の方についてでございますが、現在、区域外は通常校の方については16名、そして特別支援については5名、計21名、平成27年度の段階ではおります。

この方々については、もちろん、南部町に住所があるわけでございますので、もちろん、無償化の対象ということで、補助の方は行ってございます。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） はい、9番、中館文雄君。

○9番（中館文雄君） そうすれば、ここに備考の方に、これに使ったって項目が載ってなかったものですから、それで、不用額がこれぐらいの金額出たもんですから、私はそういう質問をしたのですよ。ですからこれは、実際にはこの中から予算、決算はしているけれども、載せなかったって解釈でいいんですかね。そうとしか考えられないんですよ、この項目がない以上は。

186万7,000円予算計上していたはずですよ。それが今回この中に載っていないということで、今、質問しました。これちょっともう一回、確認します。

それから、さっき言った特色ある学校の事業については、やっぱりそこは、担当者はチェックしながら、やっぱ事業計画予算が上がってきた段階で、やっぱり、「文章は同じでも趣旨は違う」って言われればそれまででしょうけどもやっぱり、同じ文章がそのまま載ってくるっていうのは、事業計画として私は甘いと思います。ですから、「特色ある、どうしてもわが校はこれが必要だ」ってのを訴えるぐらいのやっぱり、してもらって、審査して、予算措置していくことにひとつ、これからも方向を、ただただ予算を上げるんじゃなくして、金額を増やす以上はそこに理由が、理由付けをもって、予算措置していくようにやった方がいいと思いますけれどもその辺についてもう一度、お考えをお聞きします。

○委員長（沼畑俊一君） はい、教育長。

○教育長（山田義雄君） 先ほど、中館議員の方からご指摘いただいて本当にありがとうございます。ちょっと、ある部分、マンネリ化している部分もありましたので、ただ、この特色ある学校経営、大変、各学校、効果が上げておりました。ここをさらに深めるためにも、充実させるた

めにも、この辺、各学校長を通して、指導してまいりたいと思います。

本当に、ありがとうございます。

○委員長（沼畑俊一君） はい、企画財政課長。

○企画財政課長（西館勝彦君） 1点目についてお答えいたします。給食費の件ですけれども、給食費に関しましては、61ページをお願いいたします。歳出の部分になりますけれども、22目の地域住民生活等緊急支援事業費、こちらの方で繰り越し事業としまして学校給食費給付金として、6,300万こちらの方で全て、支出してございます。ですので、教育費の方からの支出はないということでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで第10款、教育費の質疑を終わります。

次に、150、151ページの第11款、災害復旧費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで第11款、災害復旧費の質疑を終わります。

次に、150ページから153ページまでの第12款、公債費及び第13款、予備費の質疑を行います。質疑ありませんか。はい、夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 大体、歳出の方の質問が終わったようですので、1つ委員長に、財産と基金の方の質問をしたいと思いますので、よろしいですか。

○委員長（沼畑俊一君） はい。

○11番（夏堀文孝君） それでは、まず財産の方からちょっと聞きたいと思っていてまして、ページは159ページなんですけども、物品の車両の部分ですね。

南部町には140台の車両があるということで、まず、消防車両とか除雪車、指令車、そういつ

た必要な部分っていうのは、省いても、乗用車、ライトバン、ワゴン車、軽自動車、大体60台以上ありますけれども、これは南部町規模の町だとかなり多い台数だと思うんですけども、この車両に関しての年間の経費っていうのは大体どれぐらいか把握してますか。財政課長。

○委員長（沼畑俊一君） はい、総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 今回の車両等ですけども、年間のそれぞれ合計というのは、手元にはございません。ただし、例えば行政バス、6台ございますが、年々修繕費というのが100万を超えるような修繕費がどんどんかかっているという状況でございます。要は、結構、公用車の方も本庁舎の公用車も見ればわかると思いますが、下回り等々ですね。錆びたり、修繕料も年々増加している。

燃料費等は大体、例年通りだと思うんですが、特に経費がかかっているというのは、その修繕費等が年々上がってきているという状況でございます。

台数はですね、南部町のこの方式なので、台数は現在、不用な車両というのはなくて、新しい車両が入れば1台は廃車にしたり、例えば、チェリウスの方に使っていただくとかそういうような方式をとっております。

ただ、それも先ほど言ったように、軽自動車等々も古くなっているものもございますので、その辺が今後の課題だなと思っております。

○委員長（沼畑俊一君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） なんでこういう質問したかと言いますと、青森に研修に行ったときに、南部町の車が三、四台いて、同じ研修に来ている職員がいるんですけども、1台に2人、もしくは3人乗ってきている。そういう状況の中で「ああ無駄だな」ってハッキリ言って思ったんですよ。そうやって使うのに関しては、しょうがない部分っていうのはこれはやっぱり、課長、今おっしゃったとおり「こういう方式ですと」という話をしましたけども、これはやっぱり分庁方式でやっているところといった部分でも無駄な経費っていうのが出てくるのは確かだと思うんですよ。

そういったところも加味すると、この間の庁舎のアンケート結果、経費云々かんぬんっていうのを見ると、庁舎だけの諸経費だけでなく、こういった部分にも結構大きく反映されてくるのか

なっている気がして、今質問しました。

町長、もしよければ答弁…。

○委員長（沼畑俊一君） はい、町長。

○町長（工藤祐直君） 今車の台数ですか、総務課長はちょっとはっきり言わなかったんですが、類似自治体に比べれば、非常に多いです。台数が。これの一つの原因は今、夏堀議員からもご指摘ありました、当然、分庁舎方式になっておりますので…。それぞれが、本庁舎に集約すると…。1手続きをしてその時間が1時間単位で、ある部分では無駄な時間。「そういう時間を省きたい」また、分庁舎の方から「そういう時間をもったいないんでいわゆる車を配置してほしい」とそれをまず、支障がないように配置してきたわけでした…。まさしく、夏堀議員おっしゃるように、庁舎の問題は庁舎だけではない色々な部分が入って、課題があります。

ですから今、調査して、この前ご指摘いただいたもうちょっと細部にわたっての結果を出せるように今、進めておりますが、そういうのがまたはっきり出てきたら、やはりいまのような議論もしなければならないなど、そういう中で、総合的な中で、今後、庁舎のあり方をどうしていくかということをもた議員の皆さんと考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（沼畑俊一君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） ありがとうございます。もう一つですね。160ページの基金についてちょっとお伺いしたいと思っておりますけども。

27年度の基金繰入額も1億9,900万と大変、素晴らしい経済力の南部町だなど思うんですけども、基金のこの区分ですね。区分のところで、各項目の基金の用途、目的とかなんでこの基金を区分けしなければならないのかというのをちょっとお知らせいただけますか。

○委員長（沼畑俊一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。160ページの基金の表の一番上からになりますけれど、財政調整基金の使用目的はあくまでも一般財源が足りないとき、または、災害等急

な経費の支出があるときと考えております。

減債基金になりますが、こちらの方は地方債の償還財源というふうに決めております。

その次の公共施設整備基金でございますが、こちらの方は、財政調整基金とちょっと意味合いが似ておりまして、公共施設を作る、修繕するというようなときに使えますということで、道路、建物もそうですけれども、道路なんかにも充当できるというふうに考えております。

その次の地域福祉基金ですけれどもこちらの方は、交付税の中に原資としていただきまして、そこで「利息で福祉事業をやりなさい」ということだったんですけれども、このように利息で事業を行えない時代になっておりますので、現在は取り崩して使っておるところであります。

ふるさと活性化対策基金ですけれども、こちらの方は農林業関係の事業に充当するというので、県の方の補助金をいただきまして、こちらも同じく原資で、利息で事業を展開していくということだったんですけれども、今現在は、若干、取り崩しもしております。

下水道事業債の償還基金ですけれども、こちらは、下水道、集排もそうですけれども、以前は国の補助金にプラスしまして、県の補助金があったんですけれども、県が「もう補助金は出しませんよ」ということで、若干、基金に積んでくださいということで、補助金の補助率を下げ、県からいただいているものを積み足ししているものでございます。

地域振興資金は、合併をしまして、合併をしたときに、3町の均衡をとるという目的で事業を展開する場合に使ってもいいですよということで、この地域福祉基金から地域振興基金までに関しましては、全て用途がある程度明記されておりますので、それ以外には使えないというふうに考えております。

奨学基金は、先ほどもお話にありましたけれども、学校の奨学金として使っていると。

肉用牛に関しましては、高齢者の福祉の部分も若干、あるんですけれども、牛を買って、それから子牛が生まれて、そちらを育てて、その原資を町に返していただくと。高齢者の福祉の一環でもございます。

以上が、一般会計の基金の内訳でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（沼畑俊一君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） ありがとうございます。大体はわかっていたのですが…。今、細かく説明していただきましたけれども、なんでこういう質問をするかと言いますと、基金…。まあ入ってくる原資があって、出ていく利用用途があって、それはどうしても崩せないものっていうのは

あるかもしれませんが、今、財政課長が言ったとおり財政調整基金とか公共施設整備基金とかある程度、行ったり来たりしてもいいような基金というのは一つにまとめていってもいいんじゃないかなっていう気がして、この基金を見ていたんですよ。

ふるさと活性化対策基金にしても、地域福祉基金にしてもそうですけども、あんまり細かくしちゃうと、使うときに使い勝手が悪いっていうかな、基金入れるにしても使うにしてもそういった感じがしたので、そういった部分はこう、一つにある程度まとめていって、集約するっていうことってできないんですか。

○委員長（沼畑俊一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。こちらの地域福祉基金と、ふるさと活性化基金に関しましては、毎年、地域福祉基金は福祉部へ、ふるさと活性化基金は農林部へ取り崩したときに、どういう事業に使用したという報告があるものですから、こちらは、一つにはまとめることはできないなというふうに考えております。

財政調整基金と公共施設整備基金に関しましては、こちら一つに統合することは可能でございますが、一つにするとなると、やはり、名称は財政調整基金は必ず、町でもっていなければなりませんので、そうすると、南部町として財政調整基金があまりにもちょっと大きい額になるなど。いうのもありまして、こういうふうな形で分けて使わせて明記させてもらっております。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。はい、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） ちょっと予算・決算の方じゃなくて、157ページにある財産に関する調書の中で、普通財産の中で山林がこの27年度4,730平米減っていますけど、これはどこのことを指しているか。教えていただきたいのですが。

○委員長（沼畑俊一君） はい、総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） ここの数字は、早急に調べて、お知らせいたします。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで12款、公債費及び13款、予備費の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第59号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 異議なしと認めます。議案第59号は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎散会の宣告

○委員長（沼畑俊一君） 以上で本日の決算審査は全部終了しました。

なお9月6日は、午前10時から本委員会を再開いたします。

ここで、昨日開催されました青森県県民駅伝競走大会について、教育長から報告があります。

なお、資料を配布いたしますので、少しお待ちください。教育長。

○教育長（山田義雄君） では、先日行われました第24回青森県県民駅伝大会のご報告を申し上げます。

もうテレビ、新聞その他で状況をお分かりだと思いますけれども、今年は、総合第5位、それから、町の部第2位というふうな結果でございました。東北町の方とは約2分ちょっとの差でございます。この原因は、有望な大学生、今年はどうしても間に合わなくて、チームに合流することができないというふうな部分がありまして、こういうふうな差でございました。

もし、揃っていますと、かなり対等、または、優勝できたなというふうな状況であります。

また、走った生徒たちは中学生3名、高校生2名、そして大学生1人、そして一般2人と計8

区間で行われますけども、ほぼ地元の小・中学生、高校生でこうゆうふう頑張った結果であります。

現在も小学生、中学生、大変、有望な子供たちも育てておりますので、来年はぜひまた、町の部、または総合優勝、これを目指して頑張っていきたいなとそう思っております。

昨日は町長はじめ、町内4中学校の陸上部員、約五十数名、青森に駆けつけてくれまして、本当に一生懸命応援してくれました。それに応えて、一人ひとりが持っている力を十分発揮してくれたと思います。本当に、ご支援、ご指導ありがとうございました。また、来年度に向けて頑張っていきます。ありがとうございました。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君）      ありがとうございます。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

(午後2時58分)

平成28年9月6日（火曜日）

第70回南部町議会 決算特別委員会会議録

（第3号）



南部町議会決算特別委員会会議録（第3号）

平成28年9月6日（火）

出席委員（16名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
3番	夏堀嘉一郎君	4番	坂本典男君
5番	滝田勉君	6番	西野耕太郎君
7番	山田賢司君	8番	八木田憲司君
9番	中舘文雄君	10番	工藤正孝君
11番	夏堀文孝君	12番	沼畑俊一君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	佐々木俊昭君	企画財政課長	西舘勝彦君
税務課長	西村幸作君	住民生活課長	赤石裕之君
健康福祉課長	福田勉君	農林課長	東野成人君
商工観光交流課長	西村久君	建設課長	川村正則君
会計管理者	小山万紀子君	医療センター事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	極檀藤男君	市場長	中野弘美君
教育長	山田義雄君	学務課長	中村貞雄君
社会教育課長	佐々木高弘君	農業委員会事務局長	佐々木大君
代表監査委員	山口裕貢君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中里司	次長	夏坂由美子
------	-----	----	-------

主 查 留 目 成 人

.....

◎開議の宣告

○委員長（沼畑俊一君） これより決算特別委員会を再開いたします。

（午前10時00分）

.....

○委員長（沼畑俊一君） 本日は、議案第60号から議案第77号までの平成27年度各特別会計歳入歳出決算認定についての議案18件を審査します。審査は会計ごとに行ないます。

なお、質疑は歳入歳出一括で行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは審査に入ります。

.....

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（沼畑俊一君） 議案第60号、平成27年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 決算書161ページをお開き願います。

議案第60号、平成27年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書の162ページ、163ページをお開き願います。下段の歳入合計欄の収入済額合計は1億7,120万9,956円で、収入未済額は4万5,600円となっております。

次に、164ページ、165ページをお開き願います。下段の歳出合計欄の支出額合計は1億7,120万9,655円で、その結果、歳入歳出差引残額の301円は平成28年度へ繰り越しとなります。

次に、166ページ、167ページをお開き願います。歳入の明細についてご説明いたします。1款1項1目の給食費負担金は、児童生徒の保護者が納入されるべきところの給食費で、収入未済額は中学卒業生2名分となります。

2款1項1目一般会計繰入金は、学校給食センターの管理運営に要する経費や人件費などの費

用を一般会計から繰り入れたものでございます。

次の3款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

4款1項1目の雑入は、消費税の還付金でございます。

168ページ、169ページをお開き願います。歳出の明細についてご説明いたします。1款1項1目の給食管理費の主なものは、職員1人分の人件費のほか、11節の需用費は、洗剤などの消耗品費、ボイラー用灯油などの燃料費、電気料や水道料などの光熱水費でございます。12節の役務費は、各種の検査や点検の手数料でございます。13節の委託料は、調理と配送業務の委託、ごみの収集運搬等に要した経費でございます。

170、171ページに移りまして、18節の備品購入費は米飯用二重食缶を新たに更新したものでございます。

1款1項2目給食費の11節、需用費は、給食用の賄材料の購入経費でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（沼畑俊一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 収入の方で金額は小さいんですけども、4万5,600円の未収額が発生しました。これは、繰越金から更にまた未収ということになってますけれども、どういう事情か説明願います。

それから、次の歳出の方では、169ページの需用費、不用額っていうのが相当出ていました。これは、燃料費その他の単価の安くなったものもあるかもしれませんが、その中でちょっと修繕料、当初予算では73万5,000円しか見てなかったものが、数値の方では262万6千いくらっていう数字で出ています。これは特別、当初予定していなかった何か修繕しなきゃならないものが出たものか、その内容を説明願います。

○委員長（沼畑俊一君） はい、学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） まず一つ目のご質問でございますが、4万5,600円の収入未済額がございます。もう、中学校を卒業された方の2名分でございますが、あとこの分、残ってございます。ご家庭の方の事情もあるということで、この分、残っているわけなんですけど、今年度、28年

度においても少しずつ今、返済の方をしていただいている状況でございます。今、3万8,000円までのところでございます。あともう少し時間がかかりますが、こちらの収入未済額がなくなるように、努力をしてまいりたいと思います。

もう一つの質問でございますが、需用費のところ、不用額の方が大きい金額が残っているわけなんですけども、議員がおっしゃるとおり、燃料費の方が契約でやっております、低く抑えることができました。その分、この不用額が出ているところでございます。

また、修繕料に関しては、色々ボイラーの方の修理、配管の部分ですね。その修理と。それから、トラックの方の部品の交換が少しありましたので、その分の修繕料となっております。

以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。16番、川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 169ページです。腸内細菌調査手数料、役務費とあります。2万少々の金額なんですけど、これは何人分、どういう頻度で検査なさってますか。

○委員長（沼畑俊一君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） この腸内細菌検査手数料でございますが、俗にいう検便の検査でございます。毎月2回、職員とそれから栄養士お1人分の2名分がここにかかってございます。毎月の検査でございます。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） はい、川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 職員と栄養士さんだけですか。だけなんですか。2人しか検便はしていないってことですか。まあ、じゃ、はい。

○委員長（沼畑俊一君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） この予算の中ではお二人分のことになりますが、あと調理の皆さんと配送員の皆さんがおりますが、その人たちは給食業務の請負費の方の契約の中に入っております。

すので、ここではかかってはございません。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） これは、細菌だけですか。例えば、ノロウイルスとかウイルスの類になると、それはどうなるのでしょうか。検査してますか。

○委員長（沼畑俊一君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） ノロウイルスの対策については、手洗い等が基本になってまいりますので、そちらの方で十分、ならないように注意をしているところでございます。

検査については、ノロウイルスの検査は行ってはございません。検便の方でも色んな細菌が出てまいりますけども、ノロウイルスの調査として行っている検査はございません。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 月2回の検便っていうのが、有効な回数なのかっていうところを考えれば、すごく疑問な点もあることはあるんですけども。そのどちらのこういった施設の方のあれを聞いても大体が月2回っていうところでなされているようではあります。

そういう意味では、適切に行われているのかなとは思うのですが、ちょっと気になるのが、今、夏の時期であって、ノロウイルスの感染っていうのが、最近、あまり経験がないんですけど、今年になって2件、3件と発生してるようであります。

大体、ウイルスっていうと寒い季節、乾燥した季節、そういった既成概念っていうのが私もあるんですけど。なんかそういう感覚で対応してはちょっと事情にそぐわない場合があるのかなってという事情がでてきたと私は感じます。

例えば、最近であれば「O-157（オーイチゴーナナ）」に代表されるような溶血性の細菌ですとか、ウイルスでいえば、ノロウイルス、非常に感染力が高いじゃないですか。ですから、ある意味で、非常に不可抗力の部分もあるかと思うんですけど。ただ、公の給食の施設にあっては、やはりそういったことっていうのは、あんまり許されちゃまずいんじゃないのかなと思う

次第なんですよ。

基本は手洗いなんでしょうけれど、どういう体制で衛生管理っていうのは臨んでおられますか。

○委員長（沼畑俊一君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 議員がおっしゃるとおり、なかなかこの予防に関しましては、本当に難しいところがございます。月2回の検査というのも、もちろん、これは定められたことに対して、行っているところがございますけれども。

ただ、給食の業務に携わるものとしては、食べ物等も非常に気を付けて、努力をしているところですよ。

例えば、生ものについての注意でありますとか、生卵は食べないとかですね。こういった形で、予防の方に努めているというところがございます。給食の調理員等も調理にあたるものですから、まず自分の体の方の予防ということには、心がけて行っているところがございます。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

議案第60号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 異議なしと認めます。

議案第60号は原案のとおり認定されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（沼畑俊一君） 議案第61号、平成27年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村 久君） 決算書の173ページをお開き願います。

議案第61号、平成27年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入・歳出決算認定についてご説明いたします。

178ページと179ページをお開き願います。最初に歳入についてご説明いたします。

1款、1項、1目、1節、農林漁業体験実習館使用料、宿泊料、入浴料、施設使用料でございます。収入済額は1,411万9,412円となっております。これは実習館利用者から納めていただく使用料金でございます。平成26年度の利用者は44,439人、そして平成27年度の利用者は42,244人でございます。差し引きで2,195人の減となっております。使用料につきましては、前年比で45万5,497円の減となりました。

2款、1項、1目、1節、物品売払い収入でございます。収入済額は3,190万6,326円となっております。レストラン・宴会・売店販売等の売払等収入でございます。平成26年度と比較しまして294万8,981円の減収となっております。

3款、1項、1目、1節、一般会計繰入金でございます。繰入額は2,730万円となっております。一般会計からの繰入金でございます。

4款、1項、1目、1節、繰越金でございます。収入済額は2万4,655円となっております。前年度からの繰越金です。

以上、歳入合計額は、収入済額で7,335万393円となっております。

次に、歳出について説明いたしますので180ページと181ページをお開き願います。

1款、1項、1目、管理運営費でございますが、次の183ページの下段に歳出合計がありますので、そちらをご覧いただきたいと思っております。支出済額で7,330万3,417円となっております。隣の不用額の欄に494万7,583円があります。大きな要因につきましては、臨時職員1名が4月から10月まで7カ月不在となり、11月からの5カ月間のみとなったためでございます。これに伴いまして、共済費及び賃金で不用額が発生したものでございます。あとは大きな要因でございませうがもうひとつ目は、宴会などの賄材料費で若干、不用額が発生してございます。

180ページ、181ページへ戻っていただきます。7節の賃金です。支出済額2,457万2,236円に対し、91万3,764円の不用額が生じております。これは、先に説明しました職員7カ月分の賃金となります。

11節の需用費ですが、支出済額3,000万1,187円に対して290万813円の不用額となっております。不用額の主なものは、先に説明しました賄い材料費で前年と比較しまして182万5,000円、燃料費で113万7,000円、光熱費で83万4,000円の減となっております。逆に増の部分もございしますが、それにつきましては修繕料等で若干、増えてございます。

13節の委託料でございますが、支出済額548万892円に対し、54万1,108円の不用額となっております。これは清掃や消防用設備など施設管理委託料の入札減によるものです。委託につきましては、13業務になってございます。

14節の使用料及び賃借料は、支出済額111万7,397円に対し、7万6,603円の不用額となっております。カラオケの著作権に対する使用料や清掃用品、AED及び事務室のコピー機の借上げ代金でございます。これにつきましては昨年度と大体、同じ程度と考えてございます。

18節の備品購入費につきましては、支出済額109万4,160円に対し、1万7,840円の不用額となっております。ここにつきましては、食器保冷管理用品備品そして、冷凍ストッカー備品購入、厨房用備品の購入となっております。これらの入札残による不用額でございます。

27節の公課費については、支出済額175万円に対し5万円の不用額となっておりますが、消費税と自動車重量税の金額によるものでございます。

歳出の支出済額の合計は7,330万3,417円となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（沼畑俊一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） いま報告ありました収入に関わる場所ですね、利用者減が2,000人以上ということで、それが全ての収入減に結びついているようですけど、何か特別思い当たるといいですか、実際にやっていて、職員の例えば何か月間の補充が難しかったとか、募集しても集まらない、その辺の何か要因があったと考えているかどうか、お聞きします。

○委員長（沼畑俊一君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村 久君） 利用につきましてはこのように減っているんですが、各部署とか利用の実績も全部でておりまして、そんなに極端なことは出ていないんですけれども…。

宿泊者の158人、コミュニケーション室と小座敷の利用者が1,350人減少しておりまして、この来客者の減が原因となっております、特に特別な理由はないと考えております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 今説明の中で「特別な理由はなかったけども来なかった」と。「人が来なかった」っていうことなんですけども。その対策といいますか、これは決算ですから、あれですけれども、これに対して何か利用者増に向けての対策といいますか、何か考えた行動は起こしたんでしょうか。

○委員長（沼畑俊一君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村 久君） お客様への周知方法につきましては、町のホームページ、そしてあのインターネットを使いました「楽天」ですね、こちらの予約が入るようになっております。あと、それ以外には、観光パンフレットということになっておりまして、これ以上のことは今現在やってございません。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 討論なしと認めます。

議案第61号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 異議なしと認めます。

議案第61号は原案のとおり認定されました。

---

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（沼畑俊一君） 次に議案第62号、平成27年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西館勝彦君） それでは、185ページをお願いいたします。議案第62号、平成27年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

191ページをお願いいたします。191ページ、まず、歳入でございます。

1款、1項、1目、1節、環境整備協力費でございます。収入済額は551万7,705円でございます。これは競艇事業の売り上げの0.5パーセントの収入でございます。前年度と比較しまして約12万円の増額となっております。

続いて、2款、1項、1目、1節、繰越金でございますが、収入済額は402万534円となっております。歳入合計でございますが、収入済額953万8,239円となっております。

次のページをお願いいたします。歳出になります。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費でございます。8節の報償費でございますが、町道清掃作業を行いました45町内会に対しましての謝金でございます。116万6,100円となっております。

11節につきましては、町道維持補修のための修繕料としまして198万3,960円を支出しております。

19節、負担金補助及び交付金でございますが、自主防災組織活動の補助金が3団体、5万4,400円。笑顔あふれる町づくり事業は、14事業に対しまして262万3,000円を支出いたしております。19節合計といたしまして267万7,400円の支出となっております。歳出の合計額でございますが582万7,460円となっております。

次のページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は953万8,239円、歳出総額は582万7,460円となり、歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の371万779円

となつてございます。以上で説明を終わります。

○委員長（沼畑俊一君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） ここで歳出に関わるところです。これは今、町内会の活動に一番近いところの予算がここで動いてますからそれについて。不用額が発生してますけれど。ていうのが今、町内会の町道清掃その他に謝礼っていう形で、負担しています。その中で今、ある地域に行きましたら、その方々は町道だけでなく、県道にも行って除草しているんですよ。その中で、県道やっていると、草刈機械もあって危険だということで、「なんとか町の方で安全チョッキのようなものをこういう奉仕作業に対して準備してもらえないか」という話が出ました。私も確かに話を聞きましたらそれほど高いものではありませんから、これは検討する必要があるだろうと思って今、質問いたしましたけれども、こういう特別会計の中でそういう事故があれば大変なことです。町道あまり車通らない場所ですと、「奉仕作業ありがとうございました」って町内会に何万円かってことで済むんですけども。こういう自主的に活動している町内会、これはそういうところやっていない町内会は必要ないと思いますけども、恐らく、行政会議その他で希望を聞いてどうしても必要などころには、そうした安全チョッキ等を支給っていいですか、貸し与えるっていうことも考えるべきだと思うんですけども、この報償費、需用費、それから負担金の中でもまちづくり事業の中には町内会の要望によってそういうことも可能かと思うんです。その辺について考えを一つお聞きしたいんです。そういうことに対しても、対応してもらえるかどうか。お聞きします。

○委員長（沼畑俊一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。最後の方にご質問ありました笑顔あふれる事業、こちらの方を使いまして、そういう備品関係を準備するのは可能でございます。

ただし、そうなった場合に、地区の負担が発生するということがございますので、この笑顔はあくまでも補助率が決まっておりますので、その負担を町内で賄ってもらえるのかと、そうなったときに「ちょっと全額町の方で準備してもらいたい」ということであればこの報償費の部分です。こちらの方の実行につきましての追加と申しますか、そちらにつきましてはちょっといま

の段階では、私の方と建設課の方、こちら絡んでいるものですから、ちょっと検討させてもらいたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） 9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 今、課長が最後の報償費の方でっていうことで、一番私が心配しているのは、その町内会とすれば自分たちの地域の県道も一緒に町道と同じように奉仕活動で除草しているわけですね。ですから、そういう団体をそのまま、「勝手にやっているどうぞ」っていうわけにはいかないだろうとも思うものですから、この辺はやっぱり、なんかの形で、そういう組織の要望があった場合には対応できることを考えてあげないと。何か事故あってからじゃ遅いと思いますけどもぜひ、次年度の予算その他、検討する段階では、そういうことも考慮したことを考えていただきたいのですが、検討してもらえますか。どうですか。

○委員長（沼畑俊一君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 今回初めてそのようなお話を聞きましたので、これまでは、町内会で年に2回、3回やっているから、その分、回数によって補助金もらえないかというようなことは今まで来ておりましたが、まずは、年1回ということで決めておりますというような形をとってきましたし、また、色々と地区によって軽トラックがないからあるところはまちで処理してくれないかというような、それらの意見は今までも要望はありましたけれども、今のような要望があるのであれば、どういう地区がどのような形でやっているか、十分、調べまして、貸し出しというような形であれば、日にちも必ずしも重複するわけでもないし、ある程度の数を用意すれば何とか回しながらできるというような、考えもできますので、今言ったとおりに関係機関と調査しながらそのようなものについては十分、検討していきたいと考えております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。8番、八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） 193ページの19節の負担金、補助金のところで、先ほどの説明のなかで自主防災組織活動に3団体助成したということ説明ありましたが、これは訓練等に対しての助成だったでしょうか。

○委員長（沼畑俊一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） お答えします。平成27年度は、板橋、あと桜本町、駅前の自主防災会3団体が実施しまして、助成したというもので、この中身、内容ですけども、自主防災会が中心として防災訓練、常備消防の方からも指導をいただきながら、行った防災訓練等々でございます。その中でかかった経費の3分の2、上限は10万円でございますけども、南部町自主防災組織活動助成金交付要綱というものを平成24年に作っておりまして、その要綱のなかで実施したものでございます。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。8番、八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） 続けてちょっとお伺いしたいんですけども、予算かかった訓練がまず3団体で助成申請して、もらったと思いますけども、訓練自体は防災会の中での設立するときの決まりの中で年間1回か2回の訓練は必要だっていことで謳っておりますが、実際に訓練を行った団体の割合ですか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（沼畑俊一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 防災訓練の方ですけども、実施したということでこの3団体ですね。あと、他の自主防災会については、独自にやっても考えられますけども、うちの方では、その報告というかそういうものは受けておりません。

ただ、今自主防の方のカバー率っていうのは76.1パーセントと。結構、出来上がってはきてるんですが、その中身とか、例えば防災マップ等も配布しております。来年の2月ですね、ゆとりあを会場にして、県の防災アドバイザーを招いて、午前、午後、通常訓練とかもろもろ自主防の聞きたいこととか、そういう意見交換等々のことをやりたいと思っております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
議案第62号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 異議なしと認めます。  
議案第62号は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（沼畑俊一君） 議案第63号、平成27年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、決算書の195ページをお開きください。議案第63号、平成27年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

まず、はじめに、歳入の決算総額についてご説明申し上げます。196、197ページをお開きください。表下段の歳入合計欄にありますとおり、収入済額は29億8,171万2,619円でございます。

なお、不納欠損額が737万400円、収入未済額が1億9,345万7,407円となっております。

次に、歳出の決算総額についてご説明申し上げます。200、201ページをお開きください。表下段の歳出合計欄にありますとおり、支出済額は29億7,980万2,284円となっております。歳入歳出差引残額は、191万335円でございます。

それでは、歳入の主なものをご説明申し上げます。202、203ページをお開きください。

上段、1 款の国民健康保険税ですが、調定額7億2,175万2,985円に対しまして、収入済額5億2,092万5,178円、収入未済額が1億9,345万7,407円となっております。不納欠損額は737万400円となっております。

収納率でございますが、決算書には記入されてございませんが、1目の1節から3節までを合わせまして一般被保険者の現年分の収納率が95.08パーセント、2目の1節から3節までを合わせまして退職被保険者の現年分の収納率が98.97パーセント、1目の4節から6節までを合わせまして一般被保険者の滞納繰越分の収納率が18.49パーセント、2目の4節から6節までを合わせまして退職被保険者の滞納繰越分の収納率が31.41パーセントとなっております。

次の204、205ページをお開きください。

上段、3款、国庫支出金でございますが、医療費等に対しての国からの負担金・補助金で7億7,914万2,824円でございます。

その下、4款、療養給付費交付金でございますが、退職被保険者にかかる費用負担について社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、1億996万5,619円でございます。

次のページ、206、207ページをお開きください。

上段、5款、前期高齢者交付金でございますが、前期高齢者にかかる医療費について社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので4億1,052万60円の交付額となっております。

中段、7款、共同事業交付金でございますが、青森県国民健康保険団体連合会からの交付金でございますが、特に2目、保険財政共同化事業交付金は26年度に比べまして約4億円増額となり、6億5,707万3,449円となりました。これは、対象医療費が30万円以上であったものが、すべての医療費に拡大したため、大幅な増額となったものでございます。

次のページ、208・209ページをお開きください。

上段、9款、繰入金の2項、1目、一般会計繰入金でございますが、繰越事業であります健康センター整備事業の完了によりまして、3節、事務費繰入金及び5節、健康センター管理費繰入金が、26年度に比べまして、合わせて約4,200万円の減額となっております。また、2節、国保保険基盤安定負担金につきましては、備考欄にございます、低所得者の保険料の補填分である国保保険基盤安定負担金、支援分ですが、算定係数の引き上げによりまして約3,500万円増額となり、5,864万5,783円の支出済額となっております。

続きまして、歳出の主なものをご説明申し上げます。214、215ページをお開きください。

中段上、2款、保険給付費でございますが、1項、療養諸費の支出済額が14億6,728万329円、2項、高額療養費の支出済額が1億9,672万6,392円、合わせまして16億7,223万6,721円となっております。26年度比2.3パーセントの増となっております。主な要因は、高額治療薬の保険適用による調剤の増額と限度額細分化に伴います高額療養費の増額でございます。

次のページ、216、217ページをお開きください。

中段下、3款、後期高齢者支援金でございますが、これは社会保険診療報酬支払基金への負担金でございますして3億2,917万6,779円となっております。

次のページ、218、219ページをお開きください。

中段、6款、介護納付金でございますが、介護保険の2号被保険者分の社会保険診療報酬支払基金への納付金でございますして1億5,686万1,015円となっております。

その下、7款、共同事業拠出金でございますが、これは青森県国民健康保険団体連合会への拠出金ですけれども、歳入の際にもご説明しましたとおり、対象医療費の拡大に伴いまして、26年度に比ばまして約3億8,000万円増となりまして、6億9,297万1,772円となっております。

次のページ、220、221ページをお開きください。

下段、8款、3項、1目、施設管理費でございますが、健康センターの整備事業が完了したことに伴いまして26年度比、約5,000万円の減額となりまして、4,190万244円となっております。

次に、224、225ページをお開きください。

中段下、11款、2項、2目、一般会計繰出金でございますが、繰出額が677万4,335円となっておりますが、このうち、27年度に行いました健康宣言関連事業であります健康器具の備品購入に係る国保の負担分として335万5,465円を繰り出しております。

最後に、228ページをお開きください。

基金の状況でございますが、国民健康保険特別会計財政調整基金の26年度末現在高の3億5,366万7,000円から1,348万4,000円が増額し、27年度末現在高で3億6,715万1,000円となりました。これは、税率改正、減税したわけですが、税率改正前の26年度の繰越金を積み立てたもので、税改正後、減税後の28年度の基金積立金は、2ページ前の、226ページの一番下に記載されておりますとおり、63万6,000円となるものでございます。

また、国民健康保険高額療養費貸付基金は、27年度中にすべての貸付金が返済されたため、27年度末現在高で1,204万9,000円となりました。ちなみに27年度の貸付件数はゼロ件でございました。

以上で、議案第63号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（沼畑俊一君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 202ページ、203ページに関わる場所ですね。医療費関係の繰り越し分が1款、1項、4節から5、6、それから2目の4、5、6つてあります。これは、前のある議

会のときに聞いたときに年度途中の金額の計算方法は減免その他があって、それで変わるってことは、私も理解しましたけれども、今回、できてますと例えば、1款、1項、4節の国民給付費分納付繰越金これが、昨年の未収入額ってのが1億4,150万で我々が報告受けていました。ただこれが今年、調定額として1億4,990万、839万ふえているんですよ。ここは。それから、次のところは、逆に118万少ない数字が載っています。その6節も195万少ない金額が載ってます。それから、更に下にいって、2目の方の金額、逆に医療給付分が511万1,000円少ない金額がここに調定額として載りました。あとは20何万、60何万ですけど。調定額、減免その他の調定額っていう金額から見ればですね、相当な金額がここで動いたことになります。

ですから、国保条例の改正に起因しているのか、また、国民健康保険の色々な共済とか社会保険その辺と起因しているのかちょっと、金額が大きすぎるもので、なんでここでこういう金額の差が生じたのか、説明をお願いします。

○委員長（沼畑俊一君） 税務課長。

○税務課長（西村幸作君） それでは、説明申し上げます。26年度と27年度の比較でございますが、まず、大きく変動しているというふうなことでございますが、これは、平成27年度におきまして内容を精査して見直した結果、この節の中の数値が正しいものと合致していなかったということが判明いたしまして、いわゆるこの款内、1款の国民健康保険税のなかの款内の数値の移動を行ったものでございます。

従いまして、トータルの数値合計は合致しているというふうなことでございますので、ご了承いただきたいと思っております。

○委員長（沼畑俊一君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 「それは款内で移動した」のだって言うんですけど、ただここ今、担当課長からもこの辺の説明がなかったものですから、あまりにも金額が動いているんですよ。

何百万の金額がこっちからこっちってことになれば、なかなか理解しようとしてもなかなか理解できない数字だったものですから。これはそうすれば、計算上は今までのやり方そのものに、不備なところがあったと、見直した結果、これが正しいということですか。今発表した方が正しい数字だということに理解していいんですか。もう一回、答弁求めます。

○委員長（沼畑俊一君） 税務課長。

○税務課長（西村幸作君） 答弁させていただきます。議員ご指摘のとおり、次年度以降はこの、今回27年度でお示ししました数値を基本にして、今後、この移動が発生していくというふうなことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（沼畑俊一君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） それはそれとして了解しました。それから、30年度から国保は県管理、県の方でやっていくっていうふうな、大体予定はね、予定はそういうことで発表されていますけれども。例えば、不納欠損額に収入未済額1億何千万ってのが出ていますけれど、この辺についての回収って言いますか、どういう形でこの辺を解消していく考えを持って、このまんまの状態でも、「県にどうぞ」ってそのままやっても問題ないような数字なんですか。その辺、ちょっともう一度、確認します。

○委員長（沼畑俊一君） 税務課長。

○税務課長（西村幸作君） お答え申し上げます。確かにこの額の未済額は非常に大きい額ではありますが、先ほど、健康福祉課長の答弁にもありましたが、非常に収納率の方も頑張っているというふうなことでございますし、また、県内におきましても、ベスト10の中に入っている順位を確保してございます。これも、何卒ご理解いただきましてまた、この収納のまだ納入していただけない部分につきましても、町職員一生懸命になって、頑張ってお収納率を上げていくというふうなことを日々、努力してまいりまいますので、何卒、よろしく願いいたします。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。6番、西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 218ページをお願いします。ちょっとわからないから、健康福祉課長に聞くんですけども、よろしいですか。5款の老人保健拠出金、大した金額じゃないんですけども、1目の4,000円、2目の10万円ってこうあるんですけども、支出済額で1万5,548円。これは、

老人保健がなくなるということで、来年あたりは廃目になるって考え方でいいかな。ちょっとその辺教えてください。

○委員長（沼畑俊一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。確かに老人保健という制度はもうなくなっていますが、まだ一部継続している部分がございます、それに対して提出しているものでございます。

この部分がなくなれば、完全に老人保健が100パーセントなくなるものでございます。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） ちょっと今さら聞くのも恥ずかしいんですけど、あえてお聞きします。202ページ、203ページです。国民健康保険税、1款、1項になるんでしょうか。当初予算額が5億6,097万5,000円、それに補正がかかりまして最終的には4億9,848万程度ってということですよ。これが当初予算額ですよ。それで、収入未済額っていうのがいわゆるこれは滞納分だとか、支払っていただけなかった金額っていうことの解釈でよろしいんですよ。

そうすると、当初予算額は5億6,000万で補正ののちに約5億弱、そのうえでの収入未済額っていうのは2億近くあるってことは約4分の1、5分の2が40パーセントが滞納されているってということで、そういう解釈でよろしいんですよ。

○委員長（沼畑俊一君） 税務課長。

○税務課長（西村幸作君） 説明させていただきます。まずこの決算書の収入未済額の額だけを予算額、当初の予算額と比較するというふうなことではなくて、あくまでもこの収入未済額というのは過去の累計をここに計上していたものが、繰り越しされてきてここに数字があるというふうなことで、この単年度、27年度の決算書の数値とこの数値を比較等はできないというふうなご理解をいただきたいと思えます。（「単年度の金額っていうのはどういうことですか」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） そうすると単年度の金額っていうのは、どの金額になるのですか。

○委員長（沼畑俊一君） 税務課長。

○税務課長（西村幸作君） 単年度の未済額は、収入未済額の欄の現年度分1、2、3、この分が現年度分の収入未済額、それから2目の方も1、2、3のトータルが現年度分の収入未済額というふうな数値となっております。（「いくらになるんですか」の声あり）

約2,400万ですね、1目が。2目の方が約25万程度でございます。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第63号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 異議なしと認めます。

議案第63号は原案のとおり認定されました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前11時05分）

.....  
○委員長（沼畑俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時17分）  
.....

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（沼畑俊一君） 次に議案第64号、平成27年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、決算書の229ページをお開きください。議案第64号、平成27年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

まず、はじめに、歳入の決算総額についてご説明申し上げます。

230、231ページをお開きください。

表下段の歳入合計にありますとおり、収入済額は26億3,139万7,488円でございます。

なお、不納欠損額が230万3,250円、収入未済額が6,952万3,850円となっております。

次に、歳出の決算総額についてご説明申し上げます。

232、233ページをお開きください。

表下段の歳出合計にありますとおり、支出済額は25億8,999万2,803円、翌年度繰越額6,400万円となっております。歳入歳出差引残額は4,140万4,685円でございます。

それでは、歳入の主なものをご説明申し上げます。

234、235ページをお開きください。

上段の1款、保険料でございますが、調定額4億9,450万4,100円に対しまして、収入済額4億8,667万7,000円となりまして、収納率は98.42パーセントでございます。

不納欠損額は230万3,250円、収入未済額は552万3,850円となっております。

中段、3款、国庫支出金、1項、1目、介護給付費負担金でございますが、収入済額4億6,491万1,396円となっております。

この介護給付費負担金は、介護サービス給付費の国庫負担分でありまして、施設サービスの15パーセント、施設以外の介護サービスの20パーセントが、国庫の法定負担割合となっております。

続きまして1目、調整交付金でございますが、収入済額2億1,776万2,000円となっております。

これは、65歳以上の第1号被保険者のうち、75歳以上の後期高齢者の占める割合と1号被保険

者の所得段階分布状況で交付金の負担割合が定められるもので、平成27年度は9.22パーセントとなっております。

236、237ページをお開きください。

中段の4款、1項、1目、介護給付費交付金でございますが、収入済額6億8,415万円となっております。

この交付金は、社会保険診療報酬支払基金から、40歳から64歳までの2号被保険者の負担分として、介護給付費の28パーセント分が交付されるものでございます。

続きまして5款、1項、1目、介護給付費負担金でございますが、収入済額3億5,798万5,446円となっております。

これは、県の負担分でありまして、施設サービスの17.5パーセント、施設以外の介護サービスの12.5パーセントが、県の法定負担割合となっております。

238、239ページをお開きください。

上段の5款、3項、3目、地域医療介護総合確保基金補助金でございますが、収入済額1,117万8,000円となっております。

これは、県の地域医療総合確保基金を活用し、グループホームの開設準備経費を民間事業者に対しまして補助したものでございます。

また、収入未済額6,400万円でございますが、グループホームの施設開設費用を民間事業者に補助するもので、28年度に繰り越ししたものでございます。

中段、7款、1項、1目、介護給付費繰入金でございますが、収入済額3億785万3,279円となっております。

これは、介護サービス給付費の町負担分でありまして、介護給付費の12.5パーセントが、町の法定負担割合となっております。

240、241ページをお開きください。

上段、8款、1項、1目、繰越金でございますが、収入済額1,808万7,509円となっております。前年度の繰越金でございます。

続きまして、歳出の主なものをご説明申し上げます。

242、243ページをお開きください。

上段、1款、1項、1目、一般管理費でございますが、支出済額4,287万790円となっております。主な支出は、職員3人分の人件費等のほか、13節の介護保険システムに係る保守及び改修業務委託料として798万2,820円、19節の備考欄になりますが施設開設準備経費助成特別対策事業

費補助金の1,178万8,000円となっております。翌年度繰越額といたしまして、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金として6,400万円を平成28年度に繰り越ししてございます。

244、245ページをお開きください。

上段、1款、3項、1目、介護認定審査会費でございますが、介護認定審査会費として八戸地域広域市町村圏事務組合への負担金として473万1,000円を支出してございます。

また、次の段、2目、認定調査等費でございますが、12節、役務費の備考欄になりますが、主治医意見書作成手数料432万9,720円を主治医に対しまして、また、13節の委託料では要介護・要支援認定調査委託料として200万2,320円を認定調査を委託した居宅介護支援事業所に支出してございます。

次に、中段、2款、保険給付費でございますが、介護保険給付費といたしまして24億6,326万2,220円を支出してございまして、26年度、前年度と比較しますと6,887万7,234円の増、2.88ポイントの増となっております。

246、247ページをお開きください。

中段、3款、1項、介護予防事業費」でございますが、支出済額2,139万9,028円となっております。主な支出は、職員2名分の人件費のほか、1目、二次予防事業費と次のページの2目、一次予防事業費の介護予防事業に係る委託料を合わせまして420万9,350円を支出してございます。

248、249ページをお開きください。

中段、3款、2項、包括的支援事業・任意事業費でございますが、支出済額1,731万6,236円となっております。主な支出は、高齢者の総合相談事業及び実態把握事業に係る委託料1,035万1,170円、成年後見制度・人権相談に携わる職員の人件費として、お開きのページから次のページにかけまして603万6,504円を支出してございます。

250、251ページをお開きください。

中段、5款、公債費でございますが、平成26年度に介護保険財政の財源不足分として介護保険財政安定化基金から、県でございますが、2,500万円の貸し付けを受けてございます。この貸付金は、3年間で償還することとなっており、平成27年度は833万3,334円を支出してございます。

また、下段、6款、1項、2目：償還金でございますが、国・県・支払基金への前年度事業費返還金として2,115万5,961円を支出してございます。

以上で、議案第64号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（沼畑俊一君） 説明が終わりました。質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
議案第64号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 異議なしと認めます。  
議案第64号は原案のとおり認定されました。

---

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（沼畑俊一君） 次に議案第65号、平成27年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、決算書の255ページをお開きください。議案第65号、平成27年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

まず、はじめに、歳入の決算総額についてご説明申し上げます。256・257ページをお開きください。表下段の歳入合計欄にありますとおり、収入済額は3,002万6,676円でございます。

次に、歳出の決算総額についてご説明申し上げます。258、259ページをお開きください。表下段の歳出合計欄にありますとおり、支出済額は3,002万6,676円となっております。

歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

それでは、歳入の主なものをご説明申し上げます。260、261ページをお開きください。

上段、1款、1項、1目、居宅介護支援計画費でございますが、収入済額が613万7,000円でございます。この収入は、町直営の居宅介護支援事業所が、要介護1から5までの利用者に係る居宅サービス計画、いわゆる「ケアプラン」ですけれども、の作成料を介護報酬として国民健康保険団体連合会から支払いを受けたものでございます。

次の段、2目、介護予防支援計画費でございますが、収入済額が654万7,100円でございます。この収入は、介護予防支援事業所である当町の地域包括支援センターが、要支援1から2の利用者に係るケアプランの作成料を介護報酬として、国民健康保険団体連合会から支払いを受けたものでございます。

次に、中段、2款、1項、1目、一般会計繰入金でございますが、収入済額が1,734万2,576円でございます。これは、居宅介護支援に係る事業費の財源不足分8万9,125円と訪問看護サービスに係る事業費の財源不足分1,725万3,451円を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に歳出の主なものをご説明申し上げます。262、263ページをお開きください。

上段、1款、1項、1目、居宅介護支援事業費でございますが、支出済額が1,277万3,225円となっております。主な支出は、職員1人分の人件費のほか、13節、委託料の備考欄になりますが、介護予防支援業務として495万1,160円を支出したものでございます。この介護予防支援業務は、要支援1から2の利用者に係るケアプラン作成を当町の地域包括支援センターから民間の居宅介護支援事業所に委託したものでございます。

中段、2目、訪問看護サービス事業費でございますが、支出済額が1,725万3,451円となっております。主な支出は、職員2名分の人件費及び7節の訪問看護サービス事業に携わる臨時職員1名分の賃金でございます。

以上で、議案第65号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（沼畑俊一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第65号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 異議なしと認めます。

議案第65号は原案のとおり認定されました。

-----

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（沼畑俊一君） 次に議案第66号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは決算書の267ページをお開きください。議案第66号、平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

まず、はじめに、歳入の決算総額についてご説明申し上げます。268、269ページをお開きください。表下段の歳入合計欄にありますとおり、収入済額は1億8,569万5,105円でございます。

なお、不納欠損額が2万800円、収入未済額が53万6,900円となっております。

次に、歳入の決算総額についてご説明申し上げます。270、271ページをお開きください。表下段の歳入合計欄にありますとおり、支出済額は1億7,948万6,973円となっております。歳入歳出差引残額は620万8,132円でございます。

歳入の主なものをご説明申し上げます。272、273ページをお開きください。

上段、1款、後期高齢者医療保険料でございますが、調定額が1億330万2,200円に対しまして収入済額が1億274万4,500円となっております。収納率は99.46パーセントでございます。不納欠損額は2万800円、収入未済額は53万6,900円となっております。

その下中段、3款、1項、1目、一般会計繰入金でございますが、収入済額が7,145万5,601円で保険基盤安定繰入金でございます。

次のページ、274、275ページをお開きください。

中段の6款、広域連合委託金でございますが、収入済額が763万6,021円でございますが、広域

連合からの健診の町への委託金でございます。

続きまして、歳出の主なものをご説明申し上げます。276、277ページをお開きください。

上段、1款、1項、1目、一般管理費でございますが、支出済額が1,068万3,281円となっております。主な支出といたしましては、13節、委託料の備考欄、後期高齢者医療健康診査が702万4,317円、後期高齢者医療システム保守が290万496円となっております。

次に、その下の2款、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、これは広域連合への納付金でございます。支出済額が1億6,820万801円となっております。内訳といたしまして、後期高齢者医療保険料が9,674万5,200円、後期高齢者医療保険基盤安定分として7,145万5,601円となっております。

以上で、議案第66号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（沼畑俊一君）説明が終わりました。質疑を行います。質疑りませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 討論なしと認めます、これで討論を終わります。

議案第66号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（沼畑俊一君） 議案第67号、平成27年度南部町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐藤正彦君） 279ページをお開き願います。議案第67号、平成27年度南部町病院事業会計決算についてご説明いたします。

286ページをお開き願います。はじめに、損益計算書により収益的収入及び支出について、ご説明いたします。1の医業収益でございますが、（1）入院収益は5億2,592万8,700円でございます。（2）外来収益は3億1,690万7,559円でございます。（3）その他医業収益は1億2,612万6,963円で、主なものは、居宅療養や訪問看護などの介護保険収益や特定健診、予防接種などの公衆衛生活動収益、他会計負担金でございます。

医業収益の合計は9億6,896万3,222円で、前年度と比較して1,272万4,158円の増となっております。

2の医業費用でございますが、（1）給与費は6億4,343万5,205円で、職員の給料及び手当、パート医師の報酬、臨時職員の賃金、共済組合費などの負担金でございます。（2）材料費は1億1,820万8,411円で、薬品費や治療材料費、患者給食材料費でございます。（3）経費は1億4,357万4,704円で、光熱水費や燃料費、修繕費、などがございます。（4）減価償却費は1億911万741円で、前年度より526万5,582円の減となっております。（5）資産減耗費は441万1,726円で、固定資産の除却に伴う残価分となっております。（6）研究研修費は450万645円で、医学書などの購入や医師、看護師などの研修会参加に伴う経費となっております。医業費用の合計は10億2,324万1,432円で、前年度と比較して273万8,771円の増となっております。

3の医業外収益でございますが、（1）受取利息配当金は19万5,013円で、普通預金及び定期預金の利息でございます。（2）他会計負担金 4,329万8,000円と（3）他会計補助金 2,224万2,000円は、繰入基準に基づき、一般会計から繰入されたものでございます。（6）長期前受金戻し入れは、4,590万2,295円で、建設改良費に充てられた補助金等について、収益化したものでございます。

医業外収益の合計は1億1,653万7,103円で、前年度と比較して468万8,492円の増となっております。

4の医業外費用でございますが、（1）支払利息及び企業債取扱諸費は1,694万6,087円で、企業債の利息支払い分でございます。（3）長期前払消費税勘定償却は574万3,482円で、建物及び機械備品の消費税分を償却したものでございます。（4）雑損失は1,925万9,817円で、医業費用及び医業外費用に係る消費税の、控除対象外消費税分となっております。

医業外費用の合計は4,236万6,878円でございます。

5の特別損失でございますが、(1)過年度損益修正損は7万2,866円でございます。経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益は1,981万9,149円となっております。

前年度繰越利益剰余金4億2,953万6,480円に当年度純利益を加えた、当年度未処分利益剰余金は4億4,935万5,629円となりました。

288ページをお開き願います。次に、貸借対照表についてご説明いたします。

資産の部の下段の方になります。2の流動資産、(1)現金預金でございますが9億3,763万8,132円で、前年度と比較して1億2,485万5,253円の増加となっております。(2)未収金は、1億5,449万4,283円で、国保や社保、後期高齢者医療などの保険請求分の他、健診及び予防接種、医療費の一部負担金となっております。流動資産合計は10億9,555万6,331円でございます。

次のページの負債の部、上段の3固定負債、(1)企業債は14億8,803万9,073円で、病院事業債及び過疎対策債の未償還額でございます。4の流動負債、(1)企業債は1,139万1,077円で、1年以内に償還する企業債の額となっております。(2)未払い金は2,728万5,274円で、材料費及び経費の未払い金となっております。流動負債合計は7,499万1,836円でございます。流動資産合計額が流動負債合計額を上回っていることから、資金不足などの不良債務はございません。

291ページをお開き願います。中段の2.業務の(1)業務量でございます。入院の欄の上段、延べ患者数は2万2,954人で前年度比223人の減、病床利用率は95.0パーセント、1人1日当りの診療収入は、2万2,912円で、前年度比115円の増となっております。

右側の外来ですが、延べ患者数は4万5,628人で前年度比136人の増、1人1日当りの診療収入は6,945円で、前年度比144円の増となっております。

293ページをお開き願います。キャッシュ・フロー計算書になります。この計算書は、現金ベースでの収支の状況を表したものでございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務に係る資金の収支で、1の一番下の業務活動によるキャッシュ・フローの額は9,109万6,113円で、現金ベースにおける収益的収支の黒字額となります。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、投資等に係る資金の状態、2の一番下の投資活動によるキャッシュ・フローは3,890万4,000円となっております。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、借入れや出資による収支で、3の一番下の財務活動によるキャッシュ・フローは、マイナス514万4,860円となっております。

4の資金増加額は、1億2,485万5,253円で、27年度における現金預金の増加額となっております。

ます。

6の資金期末残高は、4の資金増加額と5の資金期首残高を合計したもので9億3,763万8,132円となり、先ほどご説明しました貸借対照表の現金預金の額と同額となっております。

297ページをお開き願います。次に、資本的収入支出についてご説明いたします。

収入の1款、1項、負担金は1,316万7,000円で、企業債元金償還と投資に要する経費分として、一般会計から繰入されたものでございます。

支出の1款、1項、1目、医療機器及び備品は74万円で、救急用ストレッチャーを更新したものでございます。

2項、企業債償還金は、病院事業債の元金償還金で1,431万1,860円でございます。

3項、投資は360万円で、医師修学資金2名分の貸付金でございます。

以上で、平成27年度病院事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（沼畑俊一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 病院事業会計なんですけども、ほかの決算書と違ってちょっと病院のは見にくいといいますか、ちょっとわかりづらいのでお聞きしますけれども、患者さんとかの未収金、それは、186ページではないかな。188ページの未収金の1億5,000万の部分でいいんですか。その未収金だけのものですかそれともほかのものも全部合わせてですか。

○委員長（沼畑俊一君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐藤正彦君） お答えします。288ページ、先ほども説明しました。2の流動資産（2）未収金そのところに保険診療、さっきも説明しましたが、国保や社会保険、後期高齢者、自賠責などの保険請求分も入っております。というのは、請求した場合、例えば4月分を5月の月上旬に請求します。それが2か月後に入ってきます。診療報酬が。その2か月分の診療報酬分がこの未収金にも入っております。

それから、あと健診とか予防接種なんかも約1か月くらい遅れて入ったりしますので、その分の未収金。それから先ほど申しました患者さんの一部負担金、これもこの中に入っております。

この患者さんの一部負担金については、実質、大体700万くらいが患者さんの未収金となって

ございます。以上でございます。

○委員長（沼畑俊一君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 700万ぐらいの未収ってことは、これは単年度の未収ですか。700万っていうのは。

○委員長（沼畑俊一君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐藤正彦君） この未収金については、ずっと開設以来ですけれども、ただ、途中でもらえないとか、生活困窮者、等の理由で生保に変わったとかという場合はおろしております。その時は特別損失ということで、おろしてはございます。

今、十数年前の一部負担も現在はまだ残っている状態であり、それについては監査委員の方からも指摘受けてまして、「なるべく早めにももらえない方も損失でおろすというような処置をしないといけないでしょ」ということを言われていまして、これを精査しながら、当然、不納欠損としておろすべきところはおろしていきたいということで考えてございます。

○委員長（沼畑俊一君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 特別損失っていうことの話があったんですけども、何年で特別損失をするかっていうのは、特別決めていないってことですか。

例えば、一人ひとりに対して「この人からは亡くなったからもらえない」とかそういうので、特別損失にしているのか、期間を決めてここはもう他の会計みたいに3年でやるとかっていうふうにはしていない。

あともう一つ、その部分もやっぱり、未収の部分でもある程度細かく記載した方がいいと思うんですよ。

あと、そのほかにやっぱり、中館議員よく言いますけど、どういう未収に対しての折衝の仕方しているのか。病気で入院している部分ですので、なかなかその部分っていうのは、回収し辛いと思うんですけども、そういった対処の方法ですね。そういったところをちょっとお知らせください。

○委員長（沼畑俊一君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐藤正彦君） 特別損失の処理についてですが、基本的に税の場合だと5年で時効というようなことで処理されておりますけれども、医療費については、裁判の事例があって3年という事例が出ております。

だけど、その場合は、時効の援用ということで、「そういうふうにした場合が3年になるよ」ということであって、うちのほうでもどこの病院でも大変、その未収金に対しては苦慮しているところがございますけれども。なので、ある程度の通知をして、訪問したりして、少しずつでもいただいているという現状です。古いものについては。なので、古いものからやっても現在まだもってる人が、ある人が古いものがなくなっちゃうと、「払わなくてもいいんだ」というようなことを思われても困るなということを考えてございまして、なので中身の方の本当に生活が大変で、支払えないかどうかというのを調べてから処置をするようにはしております。

決算書の中身の方ですが、確かにこれは公営企業法で決められた書式でもって、決算書を作成してございます。なので、多分、おわかり辛いということで、多分、一般会計を見てもわかると思いますけれども、そういう部分については、別な資料として、出すこともできるかなと思っておりますのでその辺のところは、今後、検討していきたいと考えております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第67号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 異議なしと認めます。議案第67号は原案のとおり認定されました。

ここで昼食のため午後1時00分まで休憩いたします。

(午後0時02分)

○委員長（沼畑俊一君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◎議案第68号から議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（沼畑俊一君） お諮りします。

議案第68号及び議案第69号の平成27年度南部町公共下水道事業及び農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（沼畑俊一君） 異議なしと認めます。議案第68号及び議案第69号を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川村正則君） 301ページをお願いします。それでは議案第68号、南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

それでは歳入について306ページからお願いいたします。歳入について、1款、使用料及び手数料、1としまして公共下水道使用料、収入済額544万6,780円、収入未済額4万円。

2の国庫支出金ですけれども、下水道の国庫補助金、基本事業費1億5,000万円に対します50パーセントの補助金として7,500万円。

3、繰入金といたしまして、一般会計からの繰入金6,243万1,000円。

諸収入といたしまして雑入1,569万6,613円でその中身といたしまして、消費税の還付金326万694円、移転補償費といたしまして1,232万1,919円、これは処理場近くの井戸の移転補償費となっております。

次のページに移りまして、町債といたしまして9,440万円。歳入合計2億5,303万1,528円。収入未済額4万円。

引きつづき310ページ、歳出について。総務費、総務管理費の施設管理費といたしまして処理場の管理費となっております。委託料としましては、管理施設の委託、電気保安、消防等、また、事務委託料として電算等の処理といたしまして、863万9,235円です。15の工事請負費であります。先ほど言いました雑入で移転補償費をもらっておきました井戸の工事として885万2,760円を支出しております。

2の下水道建設費でございますが、ここでは職員2名分の人件費を計上しております。13の委託料といたしましては、測量設計業務、及び積算業務3件に伴う3,004万5,600円。15の工事請負費といたしまして、下水道管敷設工事等6件といたしまして1億4,301万1,440円でございます。

次のページにおきます、公債費といたしまして、4,335万3,010円。歳出合計としまして、支出済額が2億5,303万1,481円です。歳入歳出差引額として47円となっております。

引き続き317ページをお願いいたします。議案第69号、南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

322ページの歳入について、使用料でございますが、1、農業集落排水使用料3,594万4,740円。収入未済額が42万1,090円。農業集落排水使用料滞納繰越分としまして収入済額20万210円、収入未済額が115万1,030円。2の繰入金としまして、一般会計からの繰入金2億2,146万4,000円。諸収入といたしまして、雑入、消費税還付金であります844万5,400円。歳入合計収入済額2億6,615万2,721円、収入未済額が157万2,120円です。

引き続き324ページの歳出であります。総務費の管理費でございますが、ここにおいては職員1名分の人件費をみております。2の施設管理費といたしまして、需用費、施設の需用費として2,383万5,133円。委託料といたしまして、電算処理業務、収納事務業務、排水設備電算入力業務、施設管理業務として1,869万3,962円となっております。工事請負費ですが571万1,040円、これは苫米地処理場のコントロールパネル基盤の維持修繕工事となっております。

2の公債費といたしまして、元金及び利子の償還金及び割引料として1億9,985万1,830円でございます。歳出の合計2億6,615万2,683円でございます。歳入歳出差引額については38円となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（沼畑俊一君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 323ページのですね、集落排水の方でこの未収金が増えています。去年我々が報告受けたときからも数字変わっています。また、27年度決算でもまた増えてますけれど何かこれ、途中からこれだけ増えてくるって何か理由があったんでしょうか。お聞きします。

○委員長（沼畑俊一君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 農業集落排水の納付の未納について細部にわたって調べましたところ、現在のところ31人の方の納入がされておられません。その中で、もう一度詳しく調べたところ、町営住宅に入っている方14人ということで、半分近くの方が町営住宅の方ですけれども、納めていないということが判明しておりますので、昨日言われましたとおり、これらも併せてきちんと回らなければならないと思っております。

また、5地区、苫米地、片岸、福田、下名久井、上名久井とありますけれども、片岸地区においてはゼロ件となっておりますので、このところは回って歩いてそういうふうな効果を受けているというふうなところがありますし、他の地区であれば、そういうふうなアパートとかですね他から来た人と言えおかしいのでしょうか、そういう方のところでもありますので、十分、同じく回って集めていかなければならないというふうに考えております。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 私も今これ気になったのは、もう集落排水はもう工事そのものは終わっていますからね。あくまでもこの業務しか、この業務っていうか管理の業務は残っておりますけれども、この辺は今、調べてみたらなってませんでしたって報告あるとなかなか厳しいものあるんですけど、一つ、十分にその辺のないようにやっていただきたいと思えます。終わります。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第68号及び議案第69号を一括して採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 異議なしと認めます。議案第68号及び議案第69号は原案のとおり認定されました。

---

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（沼畑俊一君） 次に議案第70号、平成27年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（中野弘美君） 331ページをお開き願います。

議案第70号、平成27年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

それでは336ページをお願いします。歳入の主なものについて収入済額でご説明いたします。

1款、1項、事業勘定受託金でございます。これは受託販売代金として買受人の方々から納めていただくもので33億3,733万2,216円です。前年度との比較では3億7,132万8,923円の増額となっております。過年度分の受託販売収入未済額はございません。

次に同じページ1款、1項、業務勘定使用料についてでございますが976万7,010円となっております。これは、市場施設の仲卸売場マーケット、資材倉庫、駐車場、構内の各使用料として利用者の方々から納めていただいたものでございます。

続きまして、同じページ1款、2項の手数料についてでございますが、これは、販売代金の7パーセントを生産者、出荷者のみなさんから納めていただいたもので受託販売手数料でございます。2億3,326万3,922円となっております。前年度との比較では2,598万6,434円の増となっております。1款、業務勘定合計でございますが2億4,303万932円となっております。

続きまして、同じページ2款、2項、1目の他会計繰入金についてでございますが、3,940万6,000円となっております。これにつきましては、平成20年度からでございます、借入額償還金の元金の2分の1、それに市場の営業費用の15パーセントの相当額を加えた額を基準といたしまして、一般会計から繰り入れたものでございます。

続きまして、2款、2項、2目、2節の買受人保証金管理基金繰入金は、買受人1名の廃止に伴いまして、保証金返還のために基金から繰り入れたものです。

次に、339 ページをお開き願います。

2款、3項、1目の繰越金でございますが106万3,581円となっております。これは前年度からの繰り越しによる金額でございます。

次の4項、諸収入でございますが308万4,849円でございます。

基金からの利子と仲卸売場の電気料・加工品ラベル等代金などの雑収入でございます。

338ページ1番下の欄をご覧ください。歳入合計は、予算現額36億9,100万円に対しまして、339ページ1番下の欄をご覧ください。収入済額は36億2,411万7,578円で歳入全体の執行率は98.19パーセントとなりました。

次に341ページをお開き願います。歳出の主なものについて支出済額でご説明させていただきます。

1款、1項、事業勘定受託費でございます。これは受託販売代金として生産者、出荷者、農家のみなさんにお支払いをした代金でございます。33億3,733万2,216円となっております。

次に、1款、1項の市場管理費についてでございます。これは、職員の給料、賃金、光熱費など市場施設の維持管理に要する経費のほか、出荷団体ならびに買受人への奨励金2,047万730円となっております。出荷団体には、生産者の属する団体へ1000分の3、27年度は104団体でございました。買受人につきましては20人の方でございます。

343ページの工事請負費についてでございますが、市場浄化槽の砂埋めと店舗便槽廃止工事等で945,000円を実施したものでございます。市場管理費の合計は341ページ、上から6行目2億4,950万1,029円となっております。

次に、343ページの2款、1項の公債費でございます。現在のセリ場、事務所等の施設整備に要しました、借入金の元金と利子を合わせまして2,497万9,978円でございます。

この償還は平成27年度で終了でございます、平成28年度から償還利子を含め約2,500万の支出減となる見込みでございます。

次に、344ページ、345ページの下欄をご覧ください。歳出合計の予算現額36億9,100万円に

対しまして、支出済額は36億1,181万3,223円でございまして、歳出全体の執行率は97.85パーセントとなっております。

335ページにお戻りください。

下段欄外に記載されておりますが、歳入歳出差引残額は1,230万4,355円となりました。

うち、地方自治法第233条の規定による基金への繰入額を1,179万1,000円とし、翌年度への実質繰り越しとなる額は51万3,355円となるものでございます。これによりまして、市場特別会計における市場財政調整基金については、決算積立とあわせまして2億6,849万7,000円となります。

以上で、平成27年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（沼畑俊一君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。10番、工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） ページは341ページ、12節、役務費、残留農薬検査料61万1,820円。毎年こういった決算書にはちゃんと検査をして、抜き打ち、まあ野菜何品目、果樹何品目の検査をしていますよという、それが消費者、あるいは仲買人、量販店さんにとっては安心して買っただけだという理由からやっているという報告は以前から伺っております。

そこで、こういった残留の検査もよろしいんですが、TS「トレーサビリティ」の導入はまだしてなかったですか。その点についてはどうでしょうか。

○委員長（沼畑俊一君） 市場長。

○市場長（中野弘美君） ご質問にお答えを申し上げます。トレーサビリティについては、今のところ町営市場はやっておりません。やっている県内の市場は、「弘果」と「五所川原中央青果」の2社はやっているというお話は聞いております。

これから必要になってくるだろうとは思いますが、仲買人の方々にどうしても必要だという声が出たときには、対応していかなければならなくなってくるものだと思っております。

○委員長（沼畑俊一君） 工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） そのとおりですね。加えて「津軽市場」も板柳町の「津軽市場」も導入しております。

これはやはり、仲買人の方のその声というお話ですが、これはもう消費者ですよ。インターネットで今どき見れるんですよ。

誰がどういった生産経緯をした、どういった農薬を使った。または流通、消費するまで、廃棄するまでもしっかり調査できるというふうになっております。

やはり、「弘果」、「津軽市場」等でも、生産者がそういった協力体制がなければ一個人で全てを記入し、ネットで公表しないと、できるというのはなかなか難しいことだと思います。昨日も農林課長がおっしゃいました。36団体、共防さんがあります。いち共防単位で一個のそういったデーターを添付すれば、そういった農薬の履歴は分かるわけですし、自信がある方、アピール度が今最近インターネット等で強いので、「こういった生産をしています」「こういった肥料を使っています」「減農薬に努めている」「有機農薬に努めている」というような、アピール度があれば、南部市場を利用する仲買人の方も恐らくそういったものがあれば、関東、関西、周辺に飛ばす、飛ばすと言いますか。送る生産物も「うちこういった生産者が努力して作っています」と言って宣伝効果には大だと思えます。検査、検査ばかりではなく、いいものを作っている生産者が多数、当市場を利用しているという宣伝効果は抜群だと思います。ぜひ、TS、これは「青森県TS協会」っていうのもありますので、こういったふうにやればいかっていうのも指導しているみたいなんですよ。ぜひ検討していただきたいと思えます。

○委員長（沼畑俊一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第70号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 異議なしと認めます。

議案第70号は原案のとおり認定されました。

---

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（沼畑俊一君） 次に議案第71号、平成27年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（極檀藤男君） それでは、決算書の349ページをお開き願います。

議案第71号、平成27年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

それでは354ページ、355ページをお開き願います。

まず、最初に歳入の主なものについて収入済額でご説明いたします。

1款、1項、1目、施設介護サービス費ですが1億8,751万7,581円となっており、前年度と比較いたしまして5,158万4,872円の減額となっております。これは、介護保険からの介護報酬となっております。

次に、2款、1項、1目の負担金でございますが、これは利用者の方々から納入して頂いております、個人負担利用料でございます。収入済額が4,436万7,502円となっております。

前年度と比較いたしますと720万4,515円の減となっております。滞納繰越はございません。

次に、3款、使用料及び手数料につきましては363万6,462円となっております。

次に、4款、1項、1目の一般会計繰入金でございますが、1億3,539万5,000円、前年度と比較いたしまして5,657万4,000円の増となっております。

次に358ページ、359ページをお開き願います。

歳出の主なものについて、支出済額でご説明申し上げます。

1款、1項、1目の一般管理費でございますが2億8,982万9,780円、前年度と比較いたしますと1,167万5,791円の増となっております。内訳といたしましては、職員24人分の人件費のほか、7節の賃金は3,280万927円、これは臨時職員の賃金でございます。

11節の需用費でございますが780万2,304円となっております。光熱水費、修繕料等ございま

す。

13節の委託料でございますが3,390万6,015円、前年度と比較いたしまして1,706万4,988円の増額となっております。主な増額の要因といたしましては、医師の派遣業務の増によるものでございます。

次に、360ページ、361ページをお開き願います。

14節、使用料及び賃借料では1,068万5,615円、前年比で131万9,245円の減額となっております。

15節、工事請負費は270万円でございますが、施設内で雨漏りがしておりましたので、屋上の防水改修工事を行ったものです。

17節、公有財産購入費でございますが990万4,619円、これは南部病院から、厨房、調理室でございます。それから機械室、ガス庫及び搬入路の土地を購入したものでございます。6筆521.23平米の購入となっております。

次に2目の療養費、11節の需用費でございますが1,189万919円、前年度と比較いたしまして、220万1,699円の減となっております。

主なものとしましては、紙おむつ等の消耗品費、医療費、医薬品費の医薬材料費となっております。

13節、委託料は2,873万6,158円、前年度と比較いたしまして612万8,476円の減となっております。

2款、1項、1目、公債費の元金の償還金は4,500万円、これは前年度と同額となっております。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（沼畑俊一君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 今、事務長から報告ありましたように、収入はどんどん減っていく、かといって、管理費は増えています。ですからこれは、一般の企業からいくと危機状態と言わざるを得ません。

会計監査からは指摘はしてなかったのですけれど、私はやっぱりこれはもう異常な状態だと。この運営は。っていうのは5年前から比べれば一般会計から1億増えた繰入をしている。5年前は3,000万代だったんですけれど、今はもう、1億何千万で今、この定例会でも提案されていま

す補正でもまたってことになりますと、もう、異常な状態であると言わざるを得ません。

ただ、ここでもう一度確認しますけれども、南部病院との分離にかかった費用、もし、抑えているのであれば、これは普通の通常の営業とは違う形で費用かかっているはずですから、それがはっきりした数字があるのであれば、それをまず1つお聞きします。

それを引いて実際にどういった形になっているかっていうことですが。ただ、私はこの現状を見ますと、危機状態になると思いますので、後で、町長、副町長から実際にこの問題に対して庁内でももうすでに、検討会議等を立ち上げてどうするかってことをやる事態にきていると思いますので、その辺はあとでまた。先に実際に分離するためにかかった費用ですね。この決算の中でどの程度なものかかってのをお聞きするのと、後で、管理者っていいですか、から、本当に前回の議会でも町長それなりに答弁されてますから、方向性はわかると思いますが、改めて、庁内で重要な会議を開くべきだと思いますけども、その辺について質問いたします。

○委員長（沼畑俊一君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（極檀藤男君） まず1点目でございます。南部病院との分離にかかった費用ということでございますが、まず大きなものとしたしましては、361ページの17節、公有財産購入費ここにきまして990万4,619円この分、それからあと、これは13節、委託料、まあこれも361ページの委託料の一番下、測量業務になりますけれども、これが145万8,000円、これが土地の測量になります。主なものとしてはこの2点、合計で1,000万ほどかかってございます。以上です。

○委員長（沼畑俊一君） 9番、中館文雄君。

○9番（中館文雄君） そうすれば、この1億何千万の一般会計からの繰入そうすると、でも1,000万ぐらいしかかかってないとその分離のための費用はですね。そうするとやっぱりどうしても1億ぐらいの金額がどんどん出していく。垂れ流し状態になると思いますので、ここで改めて、管理者っていいですか、町長から一つ答弁お願いします。

○委員長（沼畑俊一君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 老健なんぶでございますが、以前にも非常に一般会計からの繰り出しが増えてきているということで、数年前、合併当時は確か5,000万ぐらい。それが大体、償還金の部分の金額で収まっていたわけでありまして。その後、医師の問題、そしてまた、臨時職員の採用、なかなか募集をかけても来てもらえないということで、現在、44名の入所ということで、ベッドも空いているわけでございます。

担当の方から確認しますと、「なかなか臨時職員の募集かかっても来ない」とそれで、「入所を入れられないということもある」ということも聞いておりますが、最終的な結論から申し上げますと、私は1億3,000万償還金除いたとしても、8,000万程になっていますんで、もう道は二つの中からの選択になるのかなと。一つはやはり、民営化にもう移管にすると。でもう一点は、もう常勤医師が必要ない29床にしてしまうかと。いうこの2点のうちのどちらかの選択になるだろうと思っております。

利用者のことを考えますと、医師確保、なかなか町が募集しても見つけるのが大変ということで、現在もちょっと綱渡りの、民間の方からもご協力をいただいて、確保しているわけですが、今後、安定した確保ができるのかということと不透明な部分があります。

そういう観点から考えますと、民営化の方が間違いなく医師を確保し、満床に私はなるだろうと。このことはやはり満床にもっていくっていうのは、住民の方々のことを考えるとやっぱり、そちらの方がいいのではないかなという考えをもってます。

そしてまた、もう一点は、先ほど申し上げました、常勤医師が必要ない29床にもう、落としてしまうかと。そこである程度の人員の削減を図るかということ。

正直、この件に関しては、すでに課長会議においては、私の考え、今申し上げた二通り、このどちらかでもう、持っていくしかないだろうということは話をしてございます。

できれば本当は早い時点でもうやりたいということも山々でございます。ただ、一点の課題は、今年度から幼稚園、保育園を民営化しまして、いわゆる町の職員を一般事務職員の方に役場の方で今、務めているわけでございますが、その人件費分等々、当然、我々も全体の職員数を削減していくという計画を立てているわけでありまして。そういう中において、老健の職員の民営化にした場合、処遇をどうするかと。ここも並行して、考えていかなければなりませんので、そういう部分の少し、問題提起をしながら、できればあまり時間はかけたくないと思っておりますが、少し、時間をいただいて、いずれにしても、やはり今の状況でっていうのは負担がかなり町の持ち出しが増えていると。

財政的な部分も考えながら、利用者にもあまり迷惑がかからないような、いい選択があると思

ってますんで。ここはまた、色々な部分でも議員の皆さんともしっかりと、どういう選択の方がいいのか。ここは色々相談させていただきながら、決めてまいりたいと考えております。

○委員長（沼畑俊一君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 討論なしと認めます。ここで討論を終わります。

議案第71号を採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 異議なしと認めます。議案第71号は原案のとおり認定されました。

---

◎議案第72号から議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（沼畑俊一君） お諮りいたします。

この際、議案第72号から議案第77号までの平成27年度南部町各財産区特別会計歳入歳出決算認定についての議案6件を一括議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 異議なしと認めます。議案第72号から議案第77号までの議案6件を一括議題といたします。（「委員長」の声あり）はい、7番、山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 今ありました一括議題ですが、説明を省略して、議案の審議をよろしく願いいたします。

○委員長（沼畑俊一君） ただ今、山田賢司委員から説明を省略してはどうかという発言がありました。

お諮りします。山田委員発言のとおり、説明を省略してよろしいかを伺います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 異議なしと認めます。議案第72号から議案第77号までの議案6件については、説明を省略いたします。

直ちに質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第72号から議案第77号までの議案6件を一括して採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（沼畑俊一君） 異議なしと認めます。議案第72号から議案第77号までは原案のとおり認定されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（沼畑俊一君） 以上で、本委員会に付託されました平成27年度各会計の決算審議は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。去る、8月26日に本委員会に付託されました平成27年度南部町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定につきまして、委員各位におかれ

ましては、2日間にわたりまして終始熱心なご審査を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、町長初め代表監査委員、各担当課長の皆様には審査の円滑な運営にご協力をいただきまして、ここに改めてお礼を申し上げます。

本日を持ちまして本委員会の日程は、全部終了したわけですが、その間、不慣れな私に対して、お与えをいただきました温かいご指導、ご協力に対し感謝いたしますとともに、ご迷惑をお掛けいたしましたことにつきましては、深くお詫びを申し上げ、まことに簡単ではございますが、お礼のあいさつに代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

これを持ちまして決算特別委員会を閉会いたします。

(午後1時45分)



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

決算特別委員会委員長            沼 畑 俊 一